

平和文化研究 第40集 (2019年5月)

占領期長崎におけるヤミ市の形成と中国人・在日朝鮮人

～長崎警察署襲撃事件を中心として～

新木 武志

長崎総合科学大学

長崎平和文化研究所

占領期長崎におけるヤミ市の形成と中国人・在日朝鮮人

～長崎警察署襲撃事件を中心として～

新木 武志

概要

占領期の長崎市内で最大のヤミ市となった西浜町の自由市場と、その取締りから起こった長崎警察署襲撃事件を中心に、ヤミ市の管理や取締りにあつた長崎県や占領軍と、ヤミ市で生活を維持していた中国人や在日朝鮮人の動向を明らかにする。

内容

1	はじめに.....	51
2	ヤミ市の出現.....	52
3	長崎警察署襲撃事件.....	55
4	長崎のヤミ市と中国人・在日朝鮮人.....	58
	(1) 占領期長崎の中国人・在日朝鮮人.....	58
	(2) 占領下の中国人・在日朝鮮人の法的位置づけ.....	60
	(3) 長崎市内の中国人社会.....	62
	(4) 長崎市内の在日朝鮮人社会.....	63
5	事件後の中国人・在日朝鮮人政策と自由市場.....	65
	(1) 在日朝鮮人と長崎の治安当局.....	65
	(2) 中国人と長崎軍政部.....	66
	(3) 食糧危機と自由市場の管理強化.....	69
6	おわりに.....	70
	注.....	73

1 はじめに

長崎市では、原爆被災によって7万人余りといわれる死者を出し、多くの市民が家屋を失った。ただし、その被害は長崎市北部の浦上地区が中心であり、市の中心部である旧市街では、戦後間もなくヤミ市が出現し、賑わい始めた。

近年、ヤミ市については、現在の都市空間の形成に果たしてきた役割や、戦災者や引揚者、そして旧植民地や被支配地域の出身者らさまざまな

人々の生活を支える機能を果たしてきたことなどが明らかにされ¹、日本各地の都市に出現したヤミ市についての研究が蓄積されつつある²。

長崎市内では、『新長崎市史』（第4巻現代編）によれば、戦後すぐにヤミ市が出現し、市内中心部の電車軌道上と建物疎開跡地に「引揚者らが長崎最大のヤミ市を形成」し、そこでは、「高値さえ出せば米、酒、洋モク（外国製煙草）、砂糖、菓子、衣料品などが手に入り、市民には必要悪ともいえ

た」という状況であったとされる。しかし、悪徳業者も横行し、「長崎署襲撃事件」を典型とする暴力事件も頻発しており、警察による手入れや露店の組織化が進められ、その後、商店街の復興とともに露店は減少し、やがてその撤去がはじまり、市内最大のヤミ市も協議を重ねた結果、歩道上などに移転されたと記されている³。

このように、『新長崎市史』では、長崎市でも、ヤミ市の形成や撤去・移転が、現在の都市の空間形成に大きく関わっていたことが述べられている。ただし、同書では、「長崎署襲撃事件」について、「武装警官を総動員して浜町のヤミ市を包囲して約300人を検挙し、首謀者を長崎署に連行したところ、暴徒がなだれ込んで内部を破壊し、署長以下を暴行」したなどと説明しているが、その「暴徒」が中国人と在日朝鮮人であったことには触れていない。

ヤミ取引の担ぎ屋や露天商は、少ない資金でも従事できることから、家屋や生活基盤を失った被災者（原爆被災者）や引揚者ととともに、中国人や在日朝鮮人もヤミ市に多数集まっていた。特に、帝国解体後の日本に留まった中国人や在日朝鮮人にとってヤミ市は、日本で生きていくための方途を模索する場となっていた。事件に関わった人々は、ヤミ市取締りで逮捕された同胞の解放を求めて、長崎警察署に押しかけ、事件を引き起こしたのである。

そのため、長崎県や占領軍にとってヤミ市は、これらの人々を新たな国家秩序にどのように組み込み、管理していくのかを実践する場ともなっていた。

ヤミ市の状況やその取締りについては、当時、長崎で発行されていた長崎新聞とその後継紙である長崎日日新聞・長崎民友新聞、そして毎日新聞長崎版で度々報道されている。また、連合国最高司令官総司令部（GHQ）による占領行政関係の記録を収めた連合国最高司令官総司令部文書（GHQ文書：国会図書館所蔵）には、長崎軍政部による

占領軍活動報告⁴をはじめとして、ヤミ市や中国人と在日朝鮮人についての記録が含まれている。

そこで、本稿では、これらの資料も利用しながら、まず、占領期、長崎市最大のヤミ市であった西浜町の自由市場を中心に、その形成と長崎の治安当局による管理・取締りについて明らかにする。そして、その取締りから起こった長崎警察署襲撃事件から、長崎市内の中国人や在日朝鮮人が置かれていた状況や、この人々に対する日本側と占領軍の対応について考察する⁵。それは、ヤミ市を舞台に、朝鮮半島や中国に帝国主義的拡大を進めた日本が、帝国の解体の後、どのように国家を再編し、戦後秩序を形成していったのかについて、長崎から考えることである。

2 ヤミ市の出現

戦時中、政府は指定した物品に公定価格（マル公）を設定し、さらに食糧や生活必需品のほとんどを配給制として、購入量を制限した。戦後もこの経済統制は続けられたが、物資の不足から遅配や欠配が続いたため、統制された物資を非合法に取引するヤミ取引が広く行われるようになり、日本の都市部では統制品を公然と売買するヤミ市が形成されていった。

長崎市内では、1945年10月30日付の長崎新聞が、「白晝の“闇市場、食糧難につけ込む百姓商人」という見出しで、長崎市内でのヤミ市の出現を次のように報じている。

戦争終結以来治安維持面のやゝ混乱したのと都市生活の食糧に窮屈してゐるのに乗じ長崎市内各所で白昼堂々と闇商賣行為が現出、わけても伊良林、中川、櫻馬場各町におけるそれは市外茂木、矢上等の百姓商人の持ち運び商賣で高値を呼び、多い時には五、六十名のかうした人々が屯してさながら市場の形をなしてゐる[……]當局ではこれら暗黒面の徹底的一掃に乗り出してゐるが、インフレ対策

の見地から賣る人、買う人のなほ一層の自覺と合理化を要望してゐる

この記事からヤミ市は、長崎市郊外から市内に入る場所付近に形成されはじめたことがうかがえるが、そこに食料品を持ち込んでいたのは長崎郊外の茂木や矢上などの農家や商人であった。

その後、11月初旬には、「取締當局の目をかすめて最近またまた長崎市民の果菜、鮮魚類の闇が横行しはじめたので縣經濟保安課ではこれが撲滅不正業者の一掃目指して去年廿五日以來取締に乗り出したが六日現在で野菜十三名、鮮魚六名の檢舉を見てゐるが何れも郊外茂木町を中心に附近部落民からブローカーの手を経て入手してゐたもので[…]

(長崎新聞：以下、長崎、1945年11月6日「長崎市の闇退治」と、生鮮食料品を茂木町などの農漁村から仕入れ、それを都市部で売る「ブローカー」の存在が報じられた⁶。

12月になると、長崎新聞は、「長崎市民は食を求めて市内浜町通りに、新地通りに、或は長崎駅前にと露店市場街へぞくぞくと流れて行」っており、そこでは「マル公は撤廃されたんですよと平氣な顔付で賣付けてゐる」と、長崎市の中心街である浜町通りや隣接する新地などにヤミ市が形成されていると報じている。そして、そこで商売している露店商人について、「大部は定職を持たない復員者、職を失つた離職工員、戰災の寡婦、老人、かうした人人と見受けられる」と伝えている(長崎、1945年12月17日「長崎市の自由市場」)。

そのため、12月末にヤミ市場の内偵を進めていた県防犯課は、「長崎市内にも漸く本格的な“闇市”が目立つて來た[…]

歴然とした統制物資それに未だ嚴然と〇公の存在している各種の物資が白昼公然五倍から十余倍で天道様の眼をくらましてゐるのは怪しからぬこと」なので、「斷固たる処置にでることを決定、さらにさう大して悪質でない商人に對しては將來への指導を以て臨むことになり、交通整理などの觀點とも睨み合せて一箇所に

集結させ“明るい市場、へ轉換指導しようという方針”を示した(長崎、12月28日「いよいよ“闇退治、明るい市場へ衣更へ”)。

その結果、「昨年の暮から正月にかけて思案橋際

の自由市場は大繁盛である」(長崎、1月8日「街に溢る人と札束」と、長崎市中心街のヤミ市の盛況が続くなかで、この思案橋などに出現した露天商らが統合され、1月8日、西浜町の浜屋デパート裏の建物疎開の跡地に自由市場が発足した。これについて長崎新聞は次のように伝えた。

評判の悪い闇市場の汚名を識者同志の良心的な自治と統制で返上、買ふ者の立場も考へて明るい市場を生み出そうと長崎市内の有志木村源四郎氏ほかが発起人となり長崎署も指導と監督に一役買つて商人を糾合してでき上つたのがこの新榮會の自由市場[…]

正式會員商人は百ほど千を超える買ひ手が朝から晩までつめよせてゐる(1946年1月10日「賑やかな“青空市場” 協定価格の五割高で大人氣)

しかし、この報道から3日後には、自由市場について、「統制品も公然と賣られてゐるので、縣防犯課では[…]

現在のところ自由市場ではなくて寧ろ闇市である」、「またこの自由市場で明らかやうに食糧事情の窮迫化に伴ひ、主食の横流し、ブローカーの暗躍などが益々多くなり既に復員軍人その他失業者の暴利販賣の増加の傾向が著しく防犯課ではこれが取締りに大童ある」(1946年1月13日「軌道を外れれば斷乎取締りに 次第に高くなる自由市」と、復員軍人などの失業者が流れ込み、たちまちヤミ市化していったことが報じられている。

そのため、長崎警察署は11日に自由市場新榮會幹部に、「主食原料の販賣は絶対禁止、従つていま賣られてゐる飴、イモ類は一切まかりならぬ」、「自由市場の運営については新榮會に全部委託するか

ら同會幹部は責任を以て本格的な闇防止に努力すること、そのため指導員は常駐在、取締りに任ずること」などを申し渡している（長崎、1月13日「バラツクの市場 新榮會の場合」）。

この頃の自由市場の状況については、「お昼どき、ともすれば無慮一万人を越える盛況」（長崎、1946年1月14日「無慮一万の盛況振 干柿一つが一圓五十錢 子にせがまれて買ふ親心」と、その賑わいが報じられている。また、自由市場の露天商については、「會員は逐次増加してこのごろは百二十名を越えました、入會費は五十円、毎日の場所賃は廿乃至五十銭を受けとつてゐます、正式な會員でない鮮人や、華人も合はせて十数名がゐて、飴、餅など賣つてゐます […] この人達の素性を洗へば戦災者とか裸一貫で大陸から脱出してきたとかいふ人が八十パーセント余り」（長崎、1946年1月14日「多きは日に數千圓 中には仕送り絶えた寡婦」と書かれている。この記事から、露天商の多くは戦災者や引揚者であり、そこに会費等を払っていない在日朝鮮人や中国人も参入し始めていたことがわかる。

こうして長崎市内では、「戦時中は日陰を横行してゐた闇屋が今は白日のもとに闊歩してゐる」（長崎、1946年1月21日「交番變じて闇市となる」）状況となった。

ただ、ヤミ市で取引されていた物資は、近郊の農村や漁村から持ち込まれた食料だけではなかった。この時期、長崎新聞には、密造品や横流し品のヤミ取引が摘発されたという記事が度々掲載されている⁷。それとともに、窃盗や強盗などの記事も連日掲載されているが、その物品の多くもヤミ市に持ち込まれていたと思われる⁸。そのため、1946年1月25日の長崎新聞には、長崎県下の警察署経済主任会議で「主要食糧生鮮食料品の暴利横流し終戦による軍需物資の放出」などの取締りの指示があったことが報道されている（「軍需品の放出取締る 警察署経済主任會議」）。

その一方、自由市場の管理については、県防犯

課による「問題は商人の闇値にある平均し五分乃至二割程度の純利益なら許してもよいが、それ以上になると放置しておけない」ので、「自由市場を小間物、野菜、魚類の四部に分割して同業者を集め、おのづと價格を制肘し合ふやうにしてゐる […] かうして警察で取締ると云ふよりむしろ育成してやつてゐるのは本縣位のもので、今後眞に民衆の為の“公益市場”として發展させる自信は充分持つてゐる」という方針が報じられている（長崎、1946年1月31日「二割以内の純益は認める 同業者を集めて價格を牽制」）。ただし、2月21日の長崎新聞では、「自由市場俗稱闇市」に乗り付けた自動車の中から国民服の紳士が降りてきたが、やがて正体が警察部長とバレると、群衆は「この闇が取締り出来んのかとばかり」、「高い高い」と連呼すると、たまりかねて車に戻ったという話を伝えている（「草籠」欄）。治安当局の取り締まるのではなく、「育成」しようとする姿勢の背景には、食糧事情が悪化し、失業者が増大するなかで、警察の目の前でヤミ取引が行われていても、それを取り締まれない現実があったのである。

2月から3月にかけては、政府が、インフレ抑制のための金融緊急措置令によって、預金封鎖と新円への切り替えなどの措置を実施し、貨幣の流通量を減らすとともに、物価統制令によって商品などの統制價格を定め、暴利や不当取引を取締った。これによって、一時的に、「闇市場の問題は十七日以来縣下は放つてゐても小さくなり、最盛期の五分の一にも満たない現状」となり、「新円の発行によつて闇市場は危機に瀕した」（長崎、1946年3月5日「露店商人は温く指導」）。

しかし、物資の不足が改善しないなかで、3月末には、「金融緊急措置依來長崎市浜屋裏自由市場は大打撃を受け一時逼塞してゐたが、これにかはり市内各所の路傍に相當数の露店商人が進出主要食糧、煙草などのほか幾多の禁制品を賣買してゐる」と、新地や大波止、長崎駅前、思案橋空地などにヤミ市が出現した（長崎 1946年3月25日「販

賣禁止の立札 禁制品の闇市に「斷、」)。さらに、4月になると、「現在なほ崩壊を豫想された闇市が舊通りの凄い復活振りを見せ、強力に再統制された筈の蔬菜類も鮮魚類もフンダンに出現、心憎いまでに闇の本性を露呈しつつある」と、自由市場でも豊富な商品が販売されるようになったことが報じられている(長崎、1946年4月4日「闇はなほ榮える」)。

そこで、おそらく警察の指導によるものと思われるが、自由市場の矯正を図るため、「新たに長崎露店同業會を組織することになり」、「同業者の自主的商業道德昂揚により限定價格、官廳指示事項の嚴守を圖って」、新たに「長崎市場」として再発足することになった(長崎、1946年4月6日「明るい『長崎市場』露店同業會を結成」)。

しかし、4月22、23日には「長崎市場」に対する取締りが行われ、20余名が検挙された(長崎、1946年4月25日「長崎市場を手入れ 廿余名を検挙」)。そして、県防犯課は、4月26日に、「長崎市では、『長崎市場』と看板を掲替へ商人の自覚によつて闇賣を防止しようと努めてゐる。然し縣下の台所に潛入する闇は決して減少してゐない」として、「價格等取締規則に基く露店取締規則」を制定した。その取締規則では、次のような内容が定められた(長崎、1946年4月27日「露店開設に許可制 主食、統制品を賣れば懲役」)。

- ・空地に幕張店、屋台店などの仮店舗を設けて物品を販売するものを総称して露店という
- ・今まで無許可で営業していた露店は今後開設地の警察署長の許可を受けること
- ・この場合には販売品目も同時に届け出る、露店は警察署長の指定した地域でなければ開設できない
- ・道路上における立食い店の禁止、
- ・露店で主食品を加工した飲食物を販売したものは一年以下の懲役又は一万円以下の罰金
- ・新たに露店を開業した場合は必ず組合に加入さ

せ、闇売りの未然防止をすること

- ・違反者は署長が適宜営業を取消し、家族のおよび使用人の違反は営業者の違反として取締る

これによつて、それまで、露店商人たちを1カ所に集めて自由市場を開設させ、商人らに運営を委ね、自主管理させようとしてきた長崎県警察は、直接、管理取締りに乗り出したのである⁹。そして、5月8日に長崎警察署は、「市場正面に販賣商品全部の價格表示板を掲げ」とともに、「長崎華僑聯合會、朝鮮聯盟の協力を得て指導的一斉取締りを行つた結果、主食粉食などの闇商人約五十人を檢束し一應説諭程度で釈放」し、「今後は随時一斉檢挙を実施し嚴罰に處する方針」を示した(毎日新聞：以下、毎日、1946年5月11日「自由市場を明朗化 販賣價格表示」)。

こうして、1946年4月以降、自由市場(長崎市場)では、市場を管理下に置こうとする警察による指導・取締りが行われるようになった。さらに、このとき長崎県警察が、長崎市内の中国人と在日朝鮮人の団体の協力のもとに取締りを行っているように、自由市場で商売する中国人や在日朝鮮人の存在は無視できないものとなっていた。

3 長崎警察署襲撃事件

長崎県警察は、1946年5月8日の自由市場の一斉取締りで拘束したヤミ商人に、「今後は随時一斉檢挙を実施し嚴罰に處する方針」を示していたが¹⁰、その方針の通り、5月13日に一斉取締りを行い、多数の日本人や在日朝鮮人、中国人を検挙した。

この自由市場の取締りについて、毎日新聞では、「長崎縣警察部は十二日午前十時を期し長崎、梅香崎、水上、稻佐の長崎市内四警察署を総動員、拳銃で全員武装し同市西濱町自由市場を電撃的に包圍、約三百名の商人を檢束、十八台のトラックに商品を押収、長崎警察署に引揚げた」と報じている(1946年5月14日「市場取締から騒擾 署

長ら九名重傷)。このときの検挙者は、『長崎県警察史』下巻（以下、『警察史』）では日本人150名、中国人6名、朝鮮人26名の合計182名となっている¹¹。

また、『警察史』の記述にはないが、長崎軍政部による「占領軍活動週報」（5月18日付）に添えられた、‘Riots in Nagasaki City on 13 May 1946, Report on’（「1946年5月13日の長崎市における暴動の報告」5月16日付：以下、「暴動の報告」）¹²では、取締りが行われていた10時40分に、自由市場から数ブロックのところにある銅座橋で、何人かの中国人が、取締りに参加する途中だった梅香崎警察署の警官に暴行したため、助けようとした別の警官が殴打され、ピストルを奪われたと記している。毎日新聞の前記の記事も、「この一斉検挙に端を發し朝鮮人、華僑の集団と警察官の乱闘事件が起り午前十一時卅分ごろ同市新地銅座で行はれ警察官二名が負傷した」と報じている。これらから、自由市場の取締りの一方で、警官と中国人らとの衝突が起こっていたことがわかる¹³。

この後に起こった長崎警察署襲撃については、毎日新聞長崎版が、「長崎署に華僑聯合會長崎支部委員愈室喜氏、長崎朝鮮人聯合會地方部長安千國ら華鮮両代表らが詰めかけ、三川縣警察部長、吉田長崎署長、溝越梅香崎署長、藤本水上署長らと面会、検束された朝鮮人の釈放を要求したが三川縣警察部長はこれを拒絶した、その直後午後二時廿分ごろ朝鮮人数十名が長崎署になだれこみ、ガラス、電話、机など署内を破壊した」と、在日朝鮮人によるものと報じている（1946年5月14日「市場取締から騒擾 署長ら九名重傷」）。

毎日新聞長崎・佐世保版に掲載された、長崎県の戦後史についての連載記事（戦後20年の特別企画）をまとめた『激動二十年—長崎県の戦後史』では、「ヤミ商人のほとんどが第三国人と引揚者だった」と述べるとともに、次のように伝えている。

「ヤミ市、の手入れを終わり警官隊が引き

揚げてしばらくたった午後一時ごろになって、長崎署に「一部中国人、朝鮮人が不穏な動きをしている」というあわただしい報告が飛び込んだ。[...]第三国人の不穏な動きを伝える報告がはいったのである。二時すぎになると、同署のまわりはもう数百人の群衆にとり囲まれ、検挙者を出した中国人と、朝鮮人の代表が同署の二階にいた三川縣警察部長に面会を求め「即時釈放せよ」と要求した。三川が「取調終了後は考慮するが、いまは釈放できない」と答えていると、一階が急に騒がしくなってきた。刻々、数をました群衆はいつか暴徒と化し、鉄棒やこん棒、バットなどを手にして、玄関からどつとなだれ込んできた。[...]急をきいて他署から応援の警察官がかけつけたときは、整列して引き揚げたあとだった。階段にバリケードをしいていたため、2階にいた検挙者は奪い去られなかった¹⁴。

この記述では、長崎署襲撃を「一部中国人、朝鮮人」あるいは「第三国人」によるものと示唆している。「第三国人」という呼称は、敗戦後の日本で朝鮮人や台湾人に対して、戦勝国の連合国人でもなく、日本人でもないとして、ある種の蔑視感を込めて使用されていたが、ここでは中国人も含めていると思われる¹⁵。ただし、「一部中国人、朝鮮人」と記されているように、襲撃を引き起こした中国人は一部で、主体は在日朝鮮人であったと読み取れる記述になっている。

一方、長崎軍政部による「暴動の報告」では、事件について次のように報告している。

11時30分頃、地元の朝鮮人連盟の10人の代表者が、吉田署長に事件に巻き込まれた朝鮮人を釈放するよう陳情したが失敗した。14時00分、三川長崎県警警察署長が長崎の中国人の協会の4人の代表から、長崎警察署で同様の要求を受けた。彼らは、捜査で事情が明

らかになった後、容疑者は解放されると伝えられた。[…] 14時30分、怒りで抗議のために、こん棒、棒きれ、レンガ、石で武装した中国人と朝鮮人の約80人の暴徒が長崎警察署にやって来た。一方のグループは建物を包囲し、窓に石やレンガを投げた。もう一方は管理事務所に押し入り、家具を倒し、警官をケガさせた。窓が壊され、電話が破壊され、107人の容疑者(独房がいっぱいだったため、容疑者は全員が空いている部屋にいた)が脱出した¹⁶。

この報告では、在日朝鮮人代表と中国人代表の陳情は別々に行われ、その後、中国人と在日朝鮮人によって長崎警察署が襲撃されたとされている。また、『警察史』に収録されている元警察官の久世耕二の手記では、長崎警察署襲撃前の状況を、次のように記している。

銅座町に行くと、一人の中国人と警戒の警察官が押問答をしていたが、警察官はこれを検束するため連行しようとした。勿論周囲には野次馬が集まっている。この有様を遠目に見ていた他の中国人が、新地に駆けつけて行って、これを仲間に注進すると、新地では一戸一人ずつ出ると同志を糾合して、検束されようとする自国人を奪還しようとして駆けて行くのであった。更に梅香崎町に入ると、元の梅香崎署跡にある朝鮮人連盟では多数の朝鮮人が集まっていて、外に出るな、出るなど何か協議しているようであった。かくて、朝鮮人と一部日本人或は中国人も交って、午後二時頃には「長崎署を襲撃」して[…]¹⁷

さらに、公安調査庁審理課が、日本で発生した明治以来の騒擾事件等をまとめた「騒擾事件等一覧表」では、「中国人数名が長崎警察署に押かけ、所内に侵入し、警察官数名に暴行を加えて氣勢を

挙げたのを契機として、前記中国人にせん動せられ共に同署前に蝟集していた朝鮮人多数が投石その他暴行狼藉をなし」と、事件が中国人によって主導されたという立場をとっている¹⁸。

『長崎市制六十五年史』(後編)でも、襲撃事件について、「憤激した華僑数名は同日午後長崎警察署へ押しかけ、数名の警官に暴行を加える挙にでた。そして華僑らに扇動され押しかけてきた朝鮮人の一団と、朝鮮人連盟幹部による一団およびこのことを伝聞して集ってきたものなど約二〇〇名が、長崎警察署に投石その他乱暴狼藉をはたらいた」¹⁹と、中国人による「扇動」があったと記している。これらから、長崎警察署襲撃事件は、在日朝鮮人が中心であったとする報道や記述もあるが、中国人が主導した可能性が高い²⁰。

警察署襲撃後については、「暴動の報告」では、「県警は長崎市周辺の各警察署に暴動を鎮圧するための援助を呼びかけた。第10海兵隊警察が現場に到着する前に、4人の警官が重傷を負い、5人が軽傷を負った。この後の無秩序状態に備えて、ライフルとピストルで武装したMPは混雑した通りを巡回した。他のすべての軍人は路上から退去するよう命令された。占領軍の到着直後の15時00分頃、暴徒は長崎警察署から逃げ出し[…]」と記されている。

長崎軍政部による7月20日付の「占領軍活動週報」に添付された、三川克己長崎県警察部長から長崎軍政部のブラーグナー大尉に提出された7月18日付の報告‘Data re the Chinese (including Formosan) and Korean Residents in Nagasaki Prefecture’ (「長崎県における中国人(台湾人を含む)と朝鮮人の居住者に関する資料」のなかの‘Cases of Assault on Nagasaki Police Station of Chinese and Koreans’ (「中国人と朝鮮人の長崎警察署襲撃の事例」: 以下、「襲撃の事例」)²¹でも、「暴徒はMPの到着に気づいて警察署を撤退した」と伝えている。

したがって、『激動二十年』では「応援の警察官

がかけつけたときは、整列して引き揚げたあとだった」と記されているが、暴徒は占領軍の到着によって逃走したものと思われる。

その後、逃走した暴徒は、「暴動の報告」によれば、「浜町の警察署に向かう途中、富士館に入ってガラス窓を破った。浜町の派出所に突入した群衆は2人の警官を襲撃した。警官の一人はケガを免れたが、派出所は破壊され、さらに湊町派出所で同じ行為が繰り返された」と報告されている²²。襲われた派出所などは、中国人と在日中国人が多く居住していた新地や大浦・梅香崎の近くに位置しているので、暴徒は長崎警察署から居住地に戻る途中に襲撃されたのであろう。

その後は、毎日新聞の前記の記事が、「警察官約廿名を傷つけたが目下MPが警戒してゐる」と報じている。占領軍が市内の治安の回復にあたることで、事件は收拾されていったのである²³。

4 長崎のヤミ市と中国人・在日朝鮮人

(1) 占領期長崎の中国人・在日朝鮮人

長崎県警察部長が長崎軍政部に1946年7月18日付で提出した‘Data re the Chinese (including Formosan) and Korean Residents in Nagasaki Prefecture’には、長崎県内に居住する中国人・台湾人・在日朝鮮人について、人口や戦後の状況・事件、生活状況、長崎警察署襲撃事件の報告、県内郡市の人口と職業のデータをまとめた‘SITUATION OF CHINESE, FORMOSANS AND KOREANS IN NAGASAKI PREFECTURE’（「長崎県における中国人、台湾人、朝鮮人の状況」、以下「中国人、台湾人、朝鮮人の状況」）²⁴という報告が含まれている。

この報告によれば、1945年8月15日、長崎県には約1420人の中国人、80人の台湾人、そして40,000人の朝鮮人が居住していた。別の調査では、1943年11月に長崎県内に居住していた中国人総数は657人で²⁵、1938年12月末の長崎県内の朝

鮮人総数は8,852名とされているので²⁶、日本の敗戦時には、その人口が大幅に増加している。これは、戦時下の労働力不足を補うために、1939年以降に朝鮮半島から労働力の移入が開始され、1944年以降、中国からも労働力の本格的な移入が始まり、長崎県下の炭鉱や造船所、工場などに多くの朝鮮人や中国人が動員された結果である。

日本の敗戦後には、すぐに移入された中国人労働者を中心に帰還事業がはじまり²⁷、朝鮮人も日本の漁船などを借りるなど独力で帰りはじめた。しかし、GHQの指示に基づいた朝鮮人の送還が始まると、持ち出すことができる現金や物品が制限されたことや、朝鮮半島の治安や経済状況への不安もあって、1946年春以降、送還者は減少していった。朝鮮半島に戻った者のなかにも、日本に戻ろうとする者が多くなったが、日本側は日本への再渡航は認めなかったため、日本への不法入国者も増えていった。その結果、「中国人、台湾人、朝鮮人の状況」によれば、1946年7月30日現在で長崎県には中国人649人、台湾人128人（他の県から移動し増加している）および在日朝鮮人10,076人が在住となっている。

また、長崎市内の在住者数については、1945年11月25日付の毎日新聞の「長崎短信」欄に、「長崎占領軍では在崎の支那人および朝鮮人を早急に帰国させることになり帰国または残留希望者には市内所轄警察署へ届出るやう申入れがあつた、送還輸送は長崎から直航だから指示あるまで現在通り生業につくやう希望してゐるなほ在住の朝鮮人は六千名、支那人は五百六十名」と記されている²⁸。さらに、「中国人、台湾人、朝鮮人の状況」には、戦時に移入された労働者らがほぼ帰国した後の1946年6月30日時点での県内郡市の中国人、台湾人、朝鮮人在住者数をまとめた一覧表が添えられている。それによれば、長崎市に居住する中国人は464人、台湾人は46人、朝鮮人は1,082人となっている。

	戦中期	戦後 1945 年 8 月～11 月	1946 年 6 月～7 月
中国人	657 人 (1943 年 11 月頃)	1420 人 (長崎市 560)	649 人 (長崎市 464)
朝鮮人	8852 名 (1938 年 12 月末)	40000 人 (長崎市 6000)	10076 人 (長崎市 1082)

表 1 戦中・戦後の長崎県（長崎市）における中国人と朝鮮人の人口

長崎県警察部 ‘SITUATION OF CHINESE, FURMSONS AND KOREANS IN NAGASAKI PREFECTURE’、菊地一隆『戦争と華僑—日本・国民政府公館・傀儡政権・華僑間の政治力学—』、内務省「内地在留朝鮮人職業別調（昭和十三年十二月末現在）」（昭和 14 年）、毎日新聞 1945 年 11 月 25 日「長崎短信」より作成

これらのデータをまとめたのが表 1 であるが、長崎県全体でみると、1946 年 7 月の中国人と朝鮮人の人口は、戦中期の労働者の移入以前の数に近くなっている。これは、戦中期の労働力の移入以前に長崎に移り住み、長崎に生活の基盤をおいていた人々の多くが、戦後も長崎に残ったためと考えられる。

また、「中国人、台湾人、朝鮮人の状況」では、「生活状況」として、これらの人々が従事している職業を商業、労働者、その他、無職と分類し、それぞれの状況を説明するとともに、それぞれの従事者数とその割合を、「6 月 30 日時点の中国人（台湾人を含む）と朝鮮人の職業」という表にまとめて掲載している（表 2）。

表によれば、中国人の職業の中心は商業であった。この戦後の長崎の中国人の暮らしについては、新地で中華料理店を経営する中国人の家庭に生まれた女性が、「敗戦直後は物資がないころなので、麺類など、とにかく食べ物がよく売れた。それにわたしたち華僑は中華料理に頼る以外になかったもので、一生懸命、食べ物を提供して生きてきた」

と述べてしている²⁹。この回想から、中国人の多くが従事していた商業は、飲食店が主体であったと考えられる。ただし、「中国人、台湾人、朝鮮人の状況」では、商業について、「取引の不可能、日本の商品の極端な不足、商品の高額化に起因してマヒ状態にある。商売によって生活をしたい人は、露天商になる傾向があり、ヤミ取引従事者であり、日本の経済統制政策の障害に思える」と見なしている。

一方、在日朝鮮人の就業者は、（表 2）によればほとんどが労働者で、その状況については、「都市の人々はほとんど日雇労働者」であり、「非雇用」のなかにヤミ商人が含まれると説明されている³⁰。

長崎市は、原爆で北部の工業地帯を中心に市街の 3 分の 1 が破壊される一方、外地からの引揚者や復員者が流入し、失業者が増加するなかで³¹、中国人や在日朝鮮人が職を見つけることは困難であった。

長崎警察署襲撃事件後に、長崎県知事から内務省、各県知事にあてた「騒擾事件に関する件」では、「自由市場に於て違反行為（闇行為）の取締は

	中国人	%	朝鮮人	%
商業	194	25	403	4
労働者	0	0	3526	35
その他	77	10	504	5
非雇用	506	65	5643	56 ヤミ商人を含む
合計	777		10076	

表 2 6 月 30 日時点の中国人（台湾人を含む）と朝鮮人の職業
‘Occupation of Chinese(including Formosans) and Koreans on June 30’ を改変

長崎警察署が軍政部に報告した事件の概要	
a	1945年12月3日、佐世保市の早岐駅では、約50人の台湾人復員者が優先的に乗車切符を買おうとしたが、駅員が拒否したため、暴力をふるい、駅前の交番に押し寄せた。報告を受けた早岐警察署は警官40人を派遣すると、台湾人は宿に帰ったが、その後、約50人がトラックに乗って駅前の交番を襲い、8人の警官が暴力を受け、3人が重軽傷を負った。深刻な事態になったが、警察署長が50人の所員と駆け付け、交渉した。
b	1945年11月22日、早岐駅で中国の青年7、8人が、駅長に12時04分発予定の列車を10時40分に出発させるように強制したが、駅長はそれを拒否。すると、駅長室と事務室に石を投げて、窓ガラス10枚を割り、副駅長手と駅員の4人に対して暴力をふるい、副駅長に軽傷を負わせ、駅長に列車の出発時間を早めさせた。
c	1946年3月31日、長崎県北松郡の世知原町の駅で、駅員が日本人女性に密売品を列車に持ち込んでいると注意したとき、たまたまその場にいあわせた朝鮮人らが、駅員に「彼女をとがめるな」と激しく言った。この言葉から両者は口論となり、朝鮮人らは駅員を殴り、軽傷を負わせた。
d	1946年5月13日、警察は長崎市西浜町の自由市場で経済事犯に対する大規模な逮捕を行った。この処分に憤った100人の朝鮮人と中国人が、同日の午後2時、長崎警察署を襲撃し、警官に暴力をふるい、5人に重傷（うち1人は死亡）、12人に軽傷を負わせた。
e	1946年5月28日から6月7日の間、2回にわたり、朝鮮人と他の数名は、軍需品が貯蔵されていた長崎県北松浦郡柚木村の柚木公民館などへ行き、佐世保の軍政部の連絡係と見せかけ、偽造証明書を提示し、軍の命令で商品を輸送すると伝え、16,950個の電気バルブ、シルクを4ロール、187個のレインコート、その他の水筒、蚊帳、ゴム長靴などの商品を不正に持ち出し、トラックで運び去った。
f	1946年6月25日、朝鮮人4人が長崎駅から佐賀へ出発し、大型トラックを盗み、佐賀県内の倉庫を探し回り、40俵の米を持ち出した。27日、その米を長崎で64,000円で売る交渉をして、トラックで長崎に向かったが、途中で、警察に気づいて、抵抗する者もいたが、全員逮捕された。主犯は6発の弾丸が入ったピストルを持っていた。

表3 長崎警察署が軍政部に報告した典型的問題事例

‘SITUATION OF CHINESE, FURMSONS AND KOREANS IN NAGASAKI PREFECTURE’ で報告されている事件の内容を要約。

*表中のaの事件は、長崎県議会でも取り上げられており（本文4(2)を参照のこと）、事件について答弁した警察部長は10月30日の出来事と説明している。したがって、1945年12月3日（原文はDecember 3, last year）は、1945年10月30日の誤りと思われる。

自由市場の自然消滅を招来する虞があること、自由市場が消滅すれば長崎在住の朝鮮人、中国人に多数の失業者を出す結果となること現在中国人・朝鮮人の過大な職業がないこと等の理由の下に、朝鮮人聯盟及中国人華僑維持会幹部十数名長崎署に出頭し朝鮮人並に中国人被疑者の即時釈放方を長崎県警察部長（当時検挙指揮の為在署せり）及長崎署長に陳情した」と記されている³²。この陳情の通り、日本敗戦後、長崎市に居住していた中国人や在日朝鮮人の多くは、ヤミ市で生計をたてざるを得ない状況であった³³。

(2) 占領下の中国人・在日朝鮮人の法的位置づけ

長崎県警察部から内務省警保局保安課長宛での文書「停戦後ニ於ケル諸動向ニ関スル件」（1945年8月22日付、特秘号外）では、一般朝鮮人について、「日本人ニ対スル優越感ヲ誇示スルガ如キ舉措散見セラル」と報告している³⁴。そして、「中国人、台湾人、朝鮮人の状況」では、戦後の長崎県の状況について、「昨年8月15日の戦争終結後、長崎県では一時、混乱が広がった。しかし、当時、常に無気力であった中国人、台湾人、朝鮮人は、比較的穏やかで静かだったので、特別に指摘するトラブルはなかった。しかし、昨年9月中旬以降、暴力事件が発生した」と述べ、1945年から46年の長崎県で起こった6件の事件を報告している

(表3)。

1945年12月に開かれた長崎県議会では、藤松義男議員(佐世保選出)が、「敗戦国民として大きな屈辱を忍ばなければならぬことは、色々な場合があるのでありますが、此の辺に介在しております所の中華民國国民達が非常に我々同胞に対して圧迫を加え、暴力を加えているのであります[...]」それを日本の警察官は取締り得ないものであるのか」と質問した。藤松は、このとき、中国からの引揚者や中国・朝鮮への帰還者が利用した浦頭港近くの南風崎駅付近で起こった、中国人の「相当組織的な乱暴狼藉」の例をあげているので、中華民國国民による圧迫や暴力とは、帰還のための船便を待っていた中国人による出来事と思われる。

これに対して、三川警察部長は、「日本におります以上、日本の法律に服すべきものであると云うことを聯合軍の方も指示しておるのでありますが、唯現在のような状況下に於ては日本人と同様警察権を行使しますことは、是は非常に困難であります、警察権を行使した為に却て事態を拡大するような危険もございますので、聯合軍の方と連絡を取りまして、聯合軍の力をも借りて処置致したいと考えております」と回答している³⁵。

さらに、県議会では、「中国人、台湾人、朝鮮人の状況」でも報告されている、早岐駅前の交番を台湾復員軍人が襲った事件(表3のa)についての質問がなされたが、三川警察部長はこれに答えるなかで、事件後に早岐警察署長が連合軍司令部に事件の処理を申し込んだと述べている。そして、司令部の少佐が、復員台湾人と懇談し、今後復員台湾人はできるだけ外出しないこと、外出する場合には指導者をつけて外出することなどの条件を指示し解決したと報告している³⁶。

これらのように、長崎県では、敗戦直後から朝鮮人の「優越感ヲ誇示」するような振る舞いが見られはじめ、やがて中国人や台湾人による暴力事件が発生するようになった。しかし、長崎県警察部長は、中国や台湾の人々の不法行為について、

その取締りが困難であることを認め、占領軍に対応を依頼するしかなかったのである。

大日本帝国の臣民であった台湾人や朝鮮人は、日本の敗戦とともにその支配から解放されたが、アメリカ統合参謀本部からGHQへの「日本占領及び管理のための連合軍最高司令官に対する降伏後における初期の基本的指令」(1945年11月1日)では、「軍事上の安全が許す限り」「解放人民として処遇すべきである」とするとともに、「いまなおおひきつづき日本国民であるから、必要な場合には敵国民として処遇してよい」と、あいまいな位置づけがなされていた³⁷。

当時の朝鮮人をめぐる状況については、エドワード・W・ワグナーが、「日本における朝鮮少数民族: 1904-1950年」(1951年)のなかで、「日本降伏直後の半年ばかりは、朝鮮人は、アメリカ占領軍のやり方、その全般的には同情ある態度から便宜をえた」と記している。そして、「きわめて多くの朝鮮人が隊をくんで、やみ取りその他の不法行為に従事していた。かれらは公然と禁止行為を行い、日本の警察の干渉を無視してかかった。最初、日本の警察は、これら不法分子をおさえようとしなかつた[...]」政府機関も警察も、解放された朝鮮人に対して、どの範囲の管轄権をもつのか見当がつかなかつた」と述べている³⁸。

このような状況下、早岐駅で解放人民として振る舞う台湾復員軍人に対して、警察は対応できなかったのである³⁹。

また、GHQは、1946年2月19日に「刑事裁判管轄に関する総司令部覚書」(SCAPIN756)によって、「日本の裁判所は、今後連合国の国民、又は法人を含む団体に対して、刑事裁判権を行使してはならない」(第1項)、「日本の裁判所は、占領目的に有害な行為が、日本の法律の違反を構成する限り、これに対して裁判権を引き続き行使する」(第3項)と規定した。そのため、連合国国民に対する裁判は、第8軍司令官及び第5艦隊司令官が管轄し、「軍事委員会及び憲兵裁判所を含む軍事占領

裁判所」を任命することになった（第4項）。さらに、「日本帝国政府は、(い) 連合軍部隊が現に勤務していない地区で、且つ連合軍国民によって重大な罪が犯されたという相当な疑がある場合、又は(ろ) 連合軍最高司令官若しくはその権限ある部下が別の指示をした場合を除いて、連合軍国民を逮捕する権限を有しない」（第6項）ことになった⁴⁰。これらによって、中国人に対する日本の逮捕権限や刑事裁判権は大きく制限された。

このようななか、長崎市内の自由市場で、朝鮮人や中国人10数名が、入会費や毎日の場所費を払う正式な会員にならないまま、商売をはじめ、さらに自由市場に進出し、勝手にヤミ取引をすることについて、露天商の組合や警察が管理することは難しい状況であったと思われる。

(3) 長崎市内の中国人社会

長崎市に在住していた中国人は、1859年の長崎港の開港とともに、鎖国時代に居住させられていた唐人屋敷を出た中国商人や、欧米商人とともに長崎に来航した中国人商人らが居住しはじめた新地とその周辺を中心に生活していた。

ただし、満州事変以降、日中関係の悪化とともに、日本人による中国人への暴行事件や、それに中国人側が報復に出ようとする様子がみられるようになり、警察は中国人への日本人による暴行について注意中との見解を示した⁴¹。1934年5月には、南京の黄埔軍官学校に入学するために、時中小学校で中国語を学んでいた兄弟（21歳と19歳）が、「大人のくせに子どもの学校に行って…」とはやしたて日本人中学生3名とけんかとなり、後日、この3名に待ち伏せされ、弟が刃物で刺されて死亡するという事件が起こった⁴²。

日中の全面戦争が始まった1937年の12月には、中国国民党幹部および党員の全国一斉検挙がおこなわれたが、長崎県では全国最多の79名が逮捕された。深淵久『四海楼物語』（西日本新聞社、1979年）によれば、このとき長崎に住む中国人の成人

以上はスパイとして、全員（約200名）が梅ヶ崎署や長崎署などに留置されたという。そして、三菱でつくっている軍艦（武蔵）を見に行ったり、稲佐山に登ったかなど調べられたり、マージャン、花札などの賭博容疑をかけられるなどした。結局、逮捕された華僑はわけのわからぬまま帰されたが、その後唐人屋敷（天后堂、観音堂、土神堂）が長崎市に史蹟記念物として「寄附」された。この「寄附」については、事件の裏で取引があり、半ば強制的なものであったという疑問が残されている⁴³。

満州事変や日中戦争によって日中間の貿易が困難になっていくと、貿易商の多くは帰国していった。ただし、貿易商の場合は本国に経済的な基盤を持つ者が多く、帰国しやすかったが、主に料理業や理髪業、行商に従事していた福州地方出身者は、本国に帰っても生活の基盤を持たない者が多く、帰国するのは困難であったため長崎に残らざるを得なかったという⁴⁴。

長崎に残った人々は、当時の状況について後年、長崎の華僑が設立した時中小学校に通っていた子供たちが、日本の子供達からたたかれたり、いじめられたりしたため、自衛上、連れだって登下校するようになったと回想している⁴⁵。集団で下校していた時、学校のそばの工場の工員が、「チャンコロだ！チャンコロだ！」と、石を投げて追いかけてきたりしたという証言も残されている⁴⁶。

このように、長崎市内の中国人は、戦中期に様々な弾圧や抑圧を受けてきたが、日本の敗戦によって、戦勝国である連合軍の国民となった。そして、戦後すぐに華僑維持会を発足させ、その後、台湾省民会と合併して華僑連合会を結成し（1951年に長崎華僑総会に改称）、日本側と交渉して税務対策や華僑の諸問題の処理にあたるようになり⁴⁷、1946年9月には、解散状態だった中国国民党長崎支部が再結成された（長崎、1946年9月12日「中國々民黨長崎支部發足」）。

こうして、長崎市での中国人は、生活を再建していく一方で、1946～47年ころには、長崎孔子廟

内に、1934年5月に刺殺された中国人学生の慰霊碑を建立した。その除幕式の写真には、殺害された学生の兄と占領軍の兵士ら4人と7つの供花が写っており⁴⁸、日本人によって殺害された中学生の記憶は、戦後も受け継がれていたことがわかる。

そのようななかで、1946年5月に自由市場の一斉取締りが行われたのであるが、それは連合国民である中国人にとっては、逮捕する権限のないはずの日本の警察の不当な介入であり、生活のより所を奪われることであるとともに、戦中期の弾圧や抑圧の記憶を呼び起こすものでもあったといえる。そうして起こったのが、中国人による警察官への暴行、在日朝鮮人への「扇動」、そして長崎警察署などへの襲撃であった。

(4) 長崎市内の在日朝鮮人社会

長崎市では、市の中心部の南側の大浦地区に多数の朝鮮人が居住していた⁴⁹。1945年12月9日に、長崎市北大浦国民学校講堂で、在日本朝鮮人連盟長崎県本部創立大会が開催され、大浦の出雲町にあった委員長宅に仮事務所が置かれることになり（長崎、1945年12月10日「新朝鮮建設に献身 在日朝鮮人聯盟縣本部創立大會」）、その後、隣接する梅香崎町に本部が置かれた。そのため、この大浦から梅香崎にかけて在日朝鮮人コミュニティが形成されていたと考えられる。

在日本朝鮮人連盟（朝連）は、1945年10月に東京で結成され、帰国者の世話などを行っていたが、長崎では、11月30日と12月1日の長崎新聞に掲載された広告で、「在日本朝鮮人聯盟長崎縣本部」から「朝鮮同胞兄弟ニ告グ！長崎縣下ノ兄弟ヨ歸國セントセバ來レヨ、永住セントセバ相談ニ來ラレヨ」と呼びかけている。さらに、12月7日の長崎新聞に掲載された9日の連盟創立大会の広告では、「朝鮮同胞洩レナク参加セヨ」、「参加セザレバ同胞ト認メズ」と訴え、12月19日の長崎新聞では、「今回朝鮮出身者は帰國すると否とに拘らず朝鮮人聯盟に加入せねばならぬことになったの

で佐世保勤労署ではラジオその他を通じて朝鮮人に注意を喚起してある」（「朝鮮人聯盟」）と報じている。

この在日本朝鮮人連盟で働いていた金順相は、戦時中、徴用によって長崎県吉井町の炭鉱に送られていたが、戦後は同胞の世話をしているうちに帰国が遅れ、金もなくなり、帰れなくなったため、1946年3月に長崎に来て、「同胞たちがつくっていた朝連会館」の、後に韓国居留民団の役員になった人物のもとで、「同胞の闇商売の取り締まり」の仕事について述べている⁵⁰。

このように、長崎の朝鮮人連盟は、すべての朝鮮人の参加を求め、実際に、後に朝連から分かれた民団の役員になる人物も参加していたことから、長崎在住の朝鮮人を幅広く結集していたと思われる。さらに、朝鮮人連盟は、「同胞の闇商売の取り締まり」をしていたという証言や、長崎警察署が自由市場に対して、「長崎華僑聯合會、朝鮮聯盟の協力を得て指導的一斉取締りを行つた」という前述の報道から、独自にヤミ取引を取締り、警察に協力し、在日朝鮮人たちを管理する姿勢を示しながら、その生活を守ろうとしていたことが伺える。

ただし、この頃は、在日朝鮮人と中国人をめぐる別の問題も起こっていた。日本政府は、中国人や朝鮮人を早期に帰還させるために、復員者や食料の買い出し客などが激増し、鉄道の乗車切符の購入が困難になっていたが、中国人や在日朝鮮人の切符購入についての優先権を与えていた。その結果、中国人や在日朝鮮人の鉄道の利用をめぐるトラブルが、日本各地で起こっていたのである。それは、「中国人、台湾人、朝鮮人の状況」（表3）で報告されている6件の事件のなかの3件が鉄道で起こっているように、長崎県内でも問題になっていた。

そのため、1946年2月に、国鉄の長崎管内で、鉄道利用についての取締りを強化する方針が示された⁵¹。2月8日の長崎新聞は次のように報じている。

門鉄局では鮮人、華人旅客の取扱ひは元來計畫輸送によつてゐたが鮮華人の中にはこれ以外の一般列車の座席の強要、編成車輛の不法占據等の自由港委をなすものが増加し困惑してゐたが、今回米東京都地区司令部からの指示に基づいてこの種華鮮人の暴行取締処置に關し、待遇は日本人並、客車の専用や臨時列車などを強要するものがあるときは最寄輸送司令部又は R・T・O（注：Railway Transportation Office 占領軍の鉄道輸送事務所）に通報すること、若し取締れないときは MP の協力を得ることなどについて各管内に指示を發した、従つて長崎管理部でもこの指示に基き今後はこの態度をもつてのぞむ方針なることを關係各駅に通報した（「華鮮人の暴行は届出よ」）⁵²。

また、このような鉄道での取締り方針とともに、長崎軍政部から佐世保軍政部に宛てた2月11日付文書では、「久留米の第95軍政本部からの指令によつて、「日本の警察によつて軽犯罪に問われた朝鮮人を本国に送還する措置がとられている」と報告されている⁵³。2月19日には、GHQから日本政府に示された「朝鮮人及び他の特定国人に対する判決の審査に関する総司令部覚書」（SCAPIN757）によつて、朝鮮人などこれまで日本の支配下にあった国民で、本国に帰還する意志を示している者に、日本の裁判所が下した判決に対する連合国側による再審を認めたが⁵⁴、それは日本側がまず裁判権を持っていることが前提であつた。

さらに、1946年3月14日毎日新聞長崎版では、長崎駐在第29軍政府分遣隊が12日に岡本長崎地裁検事正に対し、「在留朝鮮人および台湾人は日本の司法権に服従すべきものなり」との正式指示を行ったと報じられている。岡本検事正によれば、この指示によつて、「終戦後における朝鮮人、台湾人に対する司法権について一般國民の間に疑問を

もたれてゐたが […] 今後朝鮮人、台湾人の事犯については日本検察官の手により適宜これが取締や檢舉にあたることになつた」という（「在朝鮮人台湾人日本司法権による」）。

この後、長崎軍政部の1946年3月23日付「占領軍活動週報」では、「内務省と運輸省は、マッカーサー將軍の総司令部に、朝鮮人と日本によつて占領されていた他の國民の不正行為について支援を要請しており、その同意を得る可能性がある。この問題が解決されていない場合は、長崎県では県警察が占領軍の支援を要請するだろう」と記し、その取締りの方針を次のように伝えている。

日本に住む朝鮮人（中国人と台湾人を含む）の不法行為を取り締まることは重要である。暴力や脅迫による汽車の切符の違法な購入、米やその他の主食の違法な購入やヤミ市場での売却は止めなければならない。

朝鮮人やその他の國民の誤つた行為を取り締まる方法は以下の通り

- 1 日本に居住する朝鮮人や他の國民の不法行為の取締りを強化する
- 2 集団の力で優位に立つことで、米とその他の主食を購入する經濟事犯を根絶する、
- 3 鉄道輸送の通常の状態を改善する。
- 4 日本の法律を確認するという自己の意識を喚起する⁵⁵

さらに週報では、県警察保安課が取締りにあつることになり、制服の警官が、長崎—諫早、諫早—早岐、佐世保—肥前山口、北佐世保—潜龍の路線を汽車で共に移動することなどを報告している。

その後、1946年4月4日にGHQは、「鉄道利用の台湾人及び朝鮮人の取締に関する総司令部覚書」（SCAPIN919-2）で、「日本政府は、日本の鉄道を利用する台湾人及び朝鮮人を取り締まる完全な権限を有する」と認めた⁵⁶。続いて4月30日の「朝鮮人の不法行為に関する総司令部覚書」

(SCAPIN1111-A)では、「日本政府は、列举されている暴行を働く朝鮮人を取り締る完全な権限を有する」⁵⁷と、日本側の朝鮮人取締りの権限が拡大された。

この後間もなくして、長崎市内の自由市場の一斉取締りが実施されたのであるが、前述の在日本朝鮮人連盟に所属していた金順相は、「この闇市に対して、警察署が多数の警官を動員して一せいに手入れ、検挙をすることは、全国各地で実施されていましたが、そのやり方は実に苛酷で、警官たちは“法に従って、やっているのだ”といいながら、実際はきわめて不法な態度で終始し、弱い者いじめそのものでした。私たち朝鮮人は、日本の敗戦によって“第三国人”といわれて、よそ者扱いにされながら、取締まりだけはきびしくやられていましたので、遂に堪忍袋の緒を切って、昭和二二年(ママ)、闇市の全盛期のころ、長崎警察署に対して私たち朝鮮人は集団的に襲撃したことがあります」と述べている⁵⁸。

長崎に留まっても、生活の保障はなく、ヤミ市に依存して生活せざるをえなかった在日朝鮮人にとって、日本のなかでの自分たちは「よそ者」であり、ヤミ市の厳しい取締りや一斉検挙は「弱い者いじめ」であった⁵⁹。

5 事件後の中国人・在日朝鮮人政策と自由市場

(1) 在日朝鮮人と長崎の治安当局

長崎軍政部の「軍政部報告」によれば、長崎警察署襲撃事件の翌日(5月14日)、第10海兵隊の指揮官が地元の中国人と在日朝鮮人の各団体の会長との会議で、次のように指示した。

- 1) 連合軍最高司令官の命令に従って、日本の法を遵守しなさい。
- 2) 暴徒によって解放された朝鮮人および中国のヤミ取引の容疑者を直ちに警察に通報する。
- 3) 1946年5月16日18時までに、暴動に参加したこれらの朝鮮人および中国人全員の処分

が、憲兵司令官が指揮する調査によって決定されることになった⁶⁰。

これを受けて、長崎の在日本朝鮮人連盟が襲撃事件の容疑者を警察に出頭させようとしていたことは、1946年5月18日の毎日新聞長崎版の「去る十三日派生した長崎署襲撃事件についてはその後在日朝鮮人聯盟縣本部が襲撃者のうちから自発的に責任者を警察当局へ出すべく奔走中のところ」という記事から確認できる(「長崎でまた騒擾」)。

この後、長崎県警察部長は、「軍政部に事件の経過を報告するとともに十分な協力を得て中国人および朝鮮人聯盟会長の協力により順調に解決に向ひつつある」として、次の善後処置を発表した(要旨のみ)。

- ・暴動の祭混乱に乗り逃走した者はすでに復帰し日本警察により完全な取調を受けた。
- ・暴動に参加した中国人は連合軍憲兵隊の手により逮捕され長崎警察署の特別留置場に監禁されMP監視の下に憲兵隊の取調を受けている
- ・暴動に参加した朝鮮人は日本警察に逮捕され、長崎警察署の特別留置場に監禁されMP監視の下に日本警察の手により取調べが進められている
- ・取調べが終わった場合に中国人は連合軍軍法会議で裁判され朝鮮人は連合軍の指令ある場合のほか日本側で裁判されることになる
- ・日本人で暴動に参加するものあるとの風聞があるので、目下嚴重調査を進めている
- ・自由市場は十六日迄閉鎖を命じたが市場代表に嚴重警告の上再開を認めることにした
- ・今回の事件は連合軍当局の支持ならびに中国人と朝鮮人連盟会長の協力により迅速円滑に前後処理が講ぜられ事態は全く平静に帰したので、再びこのような不祥事件は発生しないものと認められるから、一般市民の方に中国

人と朝鮮人に対して報復行為などに出ないやう希望する、また一般市民と関係業者に対し今後明朗健全な市場の建設に協力して貰うよう特にお願ひする

- ・軍当局から寄せられた絶大な援助と同情に全く感謝の言葉を知らない、なほ今回の事件解決に対し中国人と朝鮮人連盟会長の協力についても感謝に堪へない⁶¹

こうして、占領軍が乗り出すとともに、長崎華僑連合会と在日本朝鮮人連盟の協力で、事態は一応解決した⁶²。ただし、長崎県警察部長が長崎軍政部に提出した「中国人、台湾人、朝鮮人の状況」によれば、事件から約1か月後の1946年6月10日、佐賀県杵島郡武雄町の武富士劇場で九州全域の在日本朝鮮人連盟の大会が開催されたが、「長崎県大村市の代表は、先日の朝鮮人の長崎警察への襲撃は、日本の歴史のなかでも類を見ない出来事であり、彼らの行動は正しいもので、彼らが正義のために戦うならば、それが彼らに力を与えるという事実を証明したなどの趣旨で演説し、拍手を受けた」とされる。

これについて長崎県警察は、「この事実から、彼らが法のもとに生きるという精神を欠いた隠された思考をもち、社会秩序を維持する必要性に対して無関心であると判断することができる。そのため、治安維持のための今後の方針について、これは注目に値すると考えられるだろう」と報告した⁶³。長崎の在日朝鮮人にとって襲撃は、歴史的にも、生活を守るためにも正しい行動であったとしても⁶⁴、日本の警察にとって、事件後、日本側の捜査に協力する姿勢を見せながら、警察署襲撃の正当性を主張する在日朝鮮人は、遵法精神に欠けた、社会の治安を脅かす存在であった。

そこで、事件の容疑を受けた在日朝鮮人は、かねてからの方針通り日本の警察の取調べを受け、日本側で裁判されることになった。まず、自由市場の取締りによる検挙者について、長崎軍政部の

「占領軍活動週報」（1946年6月1日付）では、1946年5月26日に、警察に逮捕された日本人59人と18人の在日朝鮮人のほとんどに罰金が科され、7人の中国人違反者は占領軍軍事裁判所によって裁かれると報告されている⁶⁵。

長崎警察署などへの襲撃に関しては、最終的に97名の在日朝鮮人に勾引状を送り、出頭を求めたが、36名は所在不明のため61名が逮捕された。このうち35名が、騒擾罪や指揮者、率先助成者（うち3名は殺人未遂罪）として、長崎地方裁判所に公判が請求された。また、騒擾の附和随行者13名には、罰金罪を求めて略式裁判が請求され、残り13名は証拠薄弱で嫌疑なきものとして釈放された（長崎、6月15日「四十八名を起訴 近く闇市騒擾事件の公判」）⁶⁶

この後の公判については、長崎軍政部の1946年6月8日付と6月15日付の「占領軍活動週報」、前出の7月18日付長崎軍政部への報告「襲撃の事例」、さらに6月23日と8月24日の長崎新聞で報じられている。これらによれば、まず略式起訴された13名に罰金50円を言い渡された（1946年6月21日「闇市騒擾随従者に罰金刑」）。その後、残りの35名は、3名がそれぞれ懲役15年、同13年、同10年、3名が証拠不十分で無罪、その他は懲役4年以下という判決が下された（長崎新聞1946年8月24日「最重は懲役十五年 長署騒擾事件の判決」）⁶⁷。

(2) 中国人と長崎軍政部

襲撃事件で逮捕された中国人については、6月8日付の「占領軍活動週報」で、「第10海兵隊軍事裁判所によって6人の中国人が裁かれているが、最終決定はまだ発表されていない」と報告されているだけで⁶⁸、その後については確認できない。さらに、『警察史』によれば、「朝鮮人間には、まだ日本に取締権限のあることを認識させたが、中国人の居留する長崎市新地町での贓物の隠匿、中継地的な特色は、この種犯罪の捜査に困難を生じ

た」とされる⁶⁹。

特に、襲撃事件後の1946年7月30日、GHQの指令「連合国人、中立国人及び無国籍人に対する食糧配給に関する総司令部覚書」(SCAPIN1094)によって、それ以前は西洋人に限定されていた食糧品の追加配給を中国人にも行うことになり⁷⁰、長崎市では、華僑連合会が特配物資の申請と配給を行うようになった⁷¹。この特配について、『時中』には、「戦勝国の国民である華僑には、日本人にはない特別の配給があった。米をはじめとする穀類、各種副食品はもちろん、アメリカ軍放出の小麦粉、砂糖、干しブドウ、乾燥リンゴ、牛ロース缶詰、それに天竺木綿といった、食糧危機・生活物資難の日本人が聞けば目をむきそうな豪勢な生活物資が中国人に対しては配給された。[...]このような特配物資はヤミ値で売られ、その利益によって商売を拡大していった華僑も少なくないといわれている」と記されている⁷²。

実際に、1946年9月30日付けの長崎軍政部の活動報告には、過去の数週間間に、占領軍の物資の所有や窃盗などの罪で占領軍の軍事裁判にかけられた10名への処罰が報告されているが、そのなかの5名が中国人(残りは日本人3名、朝鮮人2名)で、その1名は公定価格1斤(600g)1円42銭の砂糖を、100斤1万2千円でヤミ売りした罪であった⁷³。また、同年9月28日の長崎新聞にも占領軍の軍事裁判の判決が掲載されているが、その時判決を受けた6名のなかの3名が中国人(残りは日本人2名、台湾人1名)で、盗品購入の罪で処罰されている(「占領軍々事裁判言渡し」)。このような、特配物資もからんでいたと思われるヤミ売りや犯罪がらみの取引は、日本側に戦勝国民に対する逮捕や裁判の権限がないなかで、長崎警察署襲撃事件後も中国人の生活を支え続けたと思われる。

ただし、長崎の占領軍軍事裁判所は、1946年9月9日付で長崎県警察部長と長崎の中国人団体の会長に対して、「中国国民の逮捕」と題した次のよ

うな文書を送っている⁷⁴。

- 1 第24管区の裁判長は、日本の警官が中国人を逮捕できるかどうかについて決定を下すよう求められた
- 2 その答えは、中国人は日本の警官によって逮捕されるかもしれない、その後は占領軍の管理下に入るだろうということである。この書簡は、これまでのすべての協定または方針を取り消す。今後、中国人は警察官が職務を遂行するなかで逮捕の対象となる。
- 3 この不幸なジレンマは、多くの中国人が不法行為をして逮捕されたことが原因である。中国人が法律へのより慎重な注意を払うことによって、将来の逮捕される必要がなくなることを望まれる。

これは、占領軍が、長崎県警察からの問い合わせに対して、中国人の逮捕を認める回答と考えられる。つまり、長崎署襲撃事件後、長崎県警察は、在日朝鮮人に対する取締りを強化する一方、中国人に対する逮捕権限や刑事裁判権が制限され、ヤミ取引の取締りに困難をきたすなかで、占領軍に警察の権限の拡大の承認を求めたのであろう。

これに対して、東京の中華民国駐日代表団は、GHQの外交局に10月8日付の文書で、「刑事裁判管轄に関する総司令部覚書」(SCAPIN756 1946年2月19日)の第6項の、特定の偶発事件を除き、日本国政府は連合軍国民を逮捕する権限を持たないものとするという規定に違反していると批判した。そして、「駐日代表団は、これらの不測の事態において連合軍国民であっても個人が日本の警察によって逮捕されるかもしれないことを認識しているが、駐日代表団は、日本政府に、中国人コミュニティ全体に対して、日本の他のどの連合軍国民のグループに対しては認められていない権力を与えることは、中国政府によって認めることができない差別となると信じる。中国の代表団はすぐ

に何千人の中国人がいる長崎に代表を送り、支所を設立しようとしている。代表団が知っている限りで、10人の中国人が、長崎の占領軍の裁判の前に、有罪とされるか裁判にかけられている」と異議を申し立てた⁷⁵。

そこで、これらのやり取りを受けて、GHQの外交局は10月18日付で、占領軍裁判所の文書に関して、次のような見解を示した。

外交局には、参照した手紙が、長崎の中国人社会に対して非難を行ったり、意図していたとは思えない。この手紙は明らかに、日本の警官が中国人を逮捕することができるかという特定の質問への具体的な回答として意図されたものであり、結果的に、その回答は中国人に限定された。それによって、日本の当局に中国人社会全体に対する権限が与えられることはなく、日本の他の連合軍国民の集団にも適用されない。さらに、その書簡に示されているように、いかなる国籍のコミュニティのメンバーでも、手紙で示されたように不法行為で有罪となった場合、その地域の平和と秩序に責任を持つ占領軍軍事裁判所は、手紙の受取人の一人である長崎の中国人の協会の会長のように、コミュニティの指導者に警告を与えることは適切であり、望ましいことである⁷⁶。

このようにGHQの外交局は、中国人の不法行為について日本の警察が逮捕できるという方針を、地域の平和と秩序に責任を持つという立場から、総司令部覚書(SCAPIN756)に抵触しない範囲で、肯定した。

長崎の占領軍軍事裁判所が指摘した、「多くの中国人が不法行為をして逮捕されたこと」や、駐日代表団が長崎で有罪あるいは裁判にかけられていると主張した10数名の中国人が、長崎警察署襲撃事件とそれによる逮捕者を指すのかは定かではな

い。しかし、当時は、長崎警察署襲撃事件が起こり、長崎県警察が中国人の不法行為の取締りに苦慮し、長崎の占領軍の軍事裁判では中国人が多数処罰される（1946年9月に長崎の占領軍の軍事裁判で処罰された16名のうち中国人が8名、日本人が5名、朝鮮人が2名、台湾人が1名）という状況であった。そのようななかで、再び占領軍が出動しなければならないような事件の再発を防ぎ、長崎の治安を保持するためには、長崎県警察による取締りを強化することが必要と認めたといえる。

しかし、この方針について、第8軍の司令官に宛てたマッカーサー名の文書（10月28日付）では、「主要な同盟国との友好的な関係を維持することの重要性を考慮すると、司令部からの指令によって統治される連合国の国民とその基本的な権利に関する文書は、同じ解釈がなされ、その政策が実施されるために、注意深く起草され、徹底的に調査されるべきであると提案されている」と、中国側への配慮の必要性が指摘されている⁷⁷。そのためか、この後の長崎で、この方針のように長崎県警察が中国人を逮捕した事例は、当時の新聞報道からは確認できない。

ただし、長崎軍政部は、1947年4月の新聞報道によれば、「食糧の販賣、配給におけるヤミ取引を阻止するため縣警察部に對し料理屋、飲食店の業務に関する法規を嚴格に守らせるよう要求し不法開業を行う料理屋、飲食店をすべて閉鎖しその経営者は國籍の如何にかゝらず檢舉せらるべきであるとの見解」を示した。3月末時点で県下には、日本人関係の無許可店はなく、中国人経営の無許可店が長崎市内に新地をはじめとして37軒（うち休業中4軒、開業準備中1軒、また許可済みは23軒）あった（長崎日日新聞：以下、日日、1947年4月1日「營業を停止 無免許飲食店と料理屋」）。その後実際に閉鎖された無許可店は長崎市内の37店だけであったので（日日、1947年4月5日「四日から營業を停止 長崎市内三十七軒の無許可飲食店」）、軍政部による無許可店閉鎖の指示が中国

人の取締りを意図していたのかはわからないが、戦後、飲食店を中心に生活を再建していた中国人にとっては、意図的な弾圧とも受け止められた。

長崎軍政部の1947年5月分の活動報告では、4月に主に中国人が経営していた無許可飲食店の閉鎖を実施して以来、中国人と軍政部の関係は冷え込んでいると記されている。さらに、軍政部が中国人によるヤミ市での企てを阻止したことで、さらに関係を冷えこみ、中国人による軍政部の法制課に雇われていた日本人通訳への襲撃が計画され、準備されるという事態に至り、首謀者2人が第34歩兵連隊のMPに逮捕されたことを報告している⁷⁸。

(3) 食糧危機と自由市場の管理強化

長崎署襲撃事件直後、長崎地裁岡本検事正から「闇市場の検挙はきのふで終りではなく今後も何回も厳罰をもって望む方針」が示された（毎日新聞1946年5月15日）「闇は絶対に許さぬ 市場取締で検事正談」。

しかし、この頃、全国的に食糧事情が悪化しており、長崎市では3日から5日の遅配が常態となっていた⁷⁹。そのため、長崎市は同年6月に「食糧疎開」を呼びかけ、長崎県警察部は長崎市や佐世保市などの高級料理屋の一斉休業と手持ち物資の供出を指示した。その後も、占領軍の放出食糧などでしのいだが、1947年春には主食の遅配が激しくなり、長崎市では平均24日分の遅配が発生した。そのため、長崎県や長崎市の職員が佐賀や熊本生産地を訪問し、米の提供の要請を行ったり、長崎市が麦やじゃがいもの供出を達成した農家に酒などの奨励物資を特配して供出を促すなど、食糧事情が好転する1948年頃まで食糧の確保に奔走した⁸⁰。このような状況の下で、市民はヤミ市に頼るしかなかったが、そのため食糧品など物価はさらに高騰し、市民の不満も高まった。

そのため、占領軍にとっても食糧問題の解決とインフレの抑制は重要課題となった。1946年6月

には、GHQの指令によって、「連合国占領軍の占領目的に有害な行為に対する処罰等に関する勅令」

（勅令311号）が公布されたが、その施行前日の7月14日に長崎新聞は、「占領目的違反に厳罰」「ヤミ行為に懲役十年以下 あすから勅令施行」という見出しで、ヤミ行為も「占領目的に有害な行為」として厳しく罰せられることを伝えた。

それとともに、長崎県警察はヤミ取締りについて、「今後縣防犯課では大物主義をとつて〔…〕不良有産階級に鉾先を向け徹底的な取締りにより民生の安定を圖る方針」（長崎、1946年6月6日「闇狩りも大物主義 不良有産階級に徹底的鉄槌」）を示し、「縣下の闇行為はやむにやまれず犯す小口違反から脱皮して最近では一部ブローカーが営利を目的として大掛りな悪質違反を行ふ者が増加」していることを問題とするようになった（長崎、1946年7月7日「闇の檢察夏の陣 食糧違反月に八百舞台は都會から農村へ」）。

そして、同年8月1日に全国的に行われた全国一斉のヤミ取締り（八・一肅正）のなかで、「自由市場も公衆市場に塗りかへ」、新しい「市民の市場」として再出発することになった（毎日、1946年8月2日「明るい公衆市場へ 闇市場解消の長崎市」）。そのため、商品に「査定価格証をはって明朗なる市場として更正」（長崎、1946年8月18日「闇市は動く」）することとし、新たな組合を発足させるなど（長崎、1946年9月5日「自由市の新生」）、管理統制が進められた。ただし、自由市場の管理が強化されたことによって、「銅座町裏通り附近や思案橋附近に殺到する様になった。特に自由市場から一歩外に出た銅座町通り裏は第二の闇市を作るのではないかと思われる程の繁栄ぶりである」という状況となった（長崎、1946年8月18日「闇市は動く」）⁸¹。

長崎署は、1947年2月6日にこれら西浜町や思案橋附近のヤミ商人に対する取締りを行い（日日、1947年2月7日「ヤミ一掃に斷下す きのう長崎署でヤミ市手入れ」）、さらに県防犯課は、「この種

業者の違反は減少しているが、しかしまだ一部では潜行的に主食を販売するもの、また第三國人営業業者の違反者が見られるので、今度は今までよりもきびしい方針で取締りを續行」という方針を示した（日日、1947年2月14日「ヤミ賣 違反は營業停止 見逃した警察官の責任も追及」）。

また、この時期は、長崎市で主食の遅配が最も激しくなっており、長崎軍政部は、デルノア司令官名で長崎県下の農民に米の供出を促すメッセージを発表し、軍政官を農村に派遣するなどして（日日、1947年3月5日「供米へ積極的に協力 米軍政部『農民の自覺と責務』を強調」「供出督勵のため軍政官を南高に派遣」）、食糧問題の解決に取り組んでいた。

そこで、4月には、前述のように長崎軍政府の指示で、中国人が経営する無許可の飲食店が閉鎖された。さらに長崎軍政部活動報告（5月分：1947年6月3日付）によれば、軍政部は1947年5月に長崎県の知事や幹部を集めて経済問題に関する会議を開催した。その第1回会議（5月9日）では、軍政部司令官が知事や幹部に、ヤミ市の排除と経済改革を始めるための具体的な計画が必要であり、軍政部は県当局が県内のヤミ市を抑えるために支援し、連携することを力説し、第2回会議（5月24日）で、県知事が統制品の違法な取引を阻止するための活動計画を示した⁸²。

一方、同年8月には、長崎露天商同業組合の相談役や理事長ら幹部13名が、1946年10月下旬から47年7月までの間、「戦災、引揚者を含む貧しい組合員を喰いものにして詐欺、横領、恐喝、公文書偽造行使など数々の悪事を働き一部幹部の私腹を肥やしていたことが発覚した」として逮捕された（日日、1947年8月10日「街の顔役を一掃 恐かつ、業務横領などで露天商人を食う 長崎署が組合幹部を檢束」、8月20日「これがヤミ市ボスの正体 露店商人をいじめて巻上げた百万圓」）⁸³。逮捕された相談役と理事長は、4月に自由市場が「長崎市場」として再出発したときに、それぞ

れ相談役と会長に就任しており、その後市場の運営の中心であったと思われる⁸⁴。

このように、深刻な食糧危機が続き、軍政部が農家へ米の供出を督勵し、長崎県にヤミ市の取締りの強化が求めるなかで、中国人らへの取締りが続けられる一方、「やまれず犯す小口違反」よりも、大規模なブローカーや露天商の組合幹部の大規模な違反や犯罪などが問題となり、摘発されていたのである⁸⁵。

6 おわりに

長崎市の自由市場は、建物疎開の跡地に開設されたものだったので、戦後長崎市はこの場所を道路や緑地帯とすることを計画し、露天商組合に立退きを要求した。これに対して露天商組合は生活権を主張して応ぜず、また、疎開地の旧地主らはこの場所に新しい商店街の建設を希望し、反対運動を開始した。そのため、長崎市と旧地主、露天商組合との間での交渉や、長崎県や市、警察関係者の協議が重ねられた。その結果、道路計画は縮小され、電気軌道会社の了承も取り付け、1948年1月、自由市場の露店は、西浜町から思案橋にかけての春雨通りの電車線路上とその両側の歩道に、1年間の期限付きで移転した。ただし、その期限がきても、露店業者は長崎市の立退き要請を拒否し続けたため、再びその移転問題が難航した⁸⁶。この後、長崎軍政部の係官が自由市場は市の復興に協力せよとの要望を出すなどした結果、1949年2月に、露店は春雨通りの両側の歩道（幅5.5m）の一部と銅座川の暗渠（思案橋銅座橋間）上に移転することになり、1951年10月までに移転は完了した。それとともに、疎開地の旧地主らは、新浜町商業振興組合を結成し、1949年10月に新浜町商店街を完成させた⁸⁷。こうして、長崎市最大のヤミ市であった自由市場は撤去され、その跡地は長崎の繁華街の一面を形成することになり、ヤミ市が移転した場所には、現在も多数の飲食店がひしめいている。

一方、ヤミ市の取締りが厳しくなり、や中国人、在日朝鮮人への取締りも続くなかで、中国人や在日朝鮮人は、長崎市で暮らしていくために、合法的な生活の手段を模索しなければならなかった。

すでに、1946年8月、杉山知事は、「終戦後県内において日本人及び非日本人による兇悪集団犯罪が著しく増加し、一般縣民の脅威となつてみたが、最近之等の犯罪も警察の活動と縣民各位の御努力に依り漸次減少し、治安の状況はやゝ明朗となるに至つたしかしながら現在なほ縣内各地に各種の犯罪が行はれてをり昨五日も長崎市占領軍憲兵隊より長崎市民に對し市内に跋扈する不良団の行為に付き重大なる警告が発せられた」と述べている（長崎、1946年8月7日「不審尋問と臨検を強化 治安維持につき知事」）。この時期、長崎市内では、「非日本人」を含め犯罪は減少し、むしろ「市内に跋扈する不良団」が問題とされていた⁸⁸。

しかし、国会では、1946年7月に在日朝鮮人や台湾人の不法行為を取り上げ、取締りを強化する必要性が議論された。また、この頃から朝鮮半島からの密航者の問題が報じられるようになり、長崎でも1946年8月初め、「縣下各地には密航朝鮮人が激増し是が取締りに悲鳴を擧げて」いると報じられた（長崎、1946年8月3日「密航者日を逐うて激増 鮮人七百十八名を早岐収容所へ」）。その後、1947年5月には、外国人登録令によって在日朝鮮人に対して、外国人として登録させ、管理し、取締る体制が強化された⁸⁹。

そのようななか、1947年1月、在日本朝鮮人連盟長崎本部の事務所で、「在日朝鮮人民主青年會長崎支部」の結成大会が開催され（長崎民友新聞：以下、民友、1947年1月24日「在日朝鮮人民主青年會結成大會」⁹⁰）、若者の組織化が進められた。それとともに、「原子爆弾でたおれたひとたちの慰霊祭を浦上はじめ各戦災地區ごとに行い、朝鮮古來特有のかぐらを以て戦災市民の各家庭を訪問厄拂いをなして日鮮融和のさきがけとする」ことを計画した（1月21日「戦災市民の厄払い 廿五日

から朝鮮人連盟で」）。そして、1月24日に爆心地で慰霊祭を行い、翌日は「朝鮮の古式な“厄拂い”の躍りで鐘や太鼓も賑やかに、世界平和、隣國日本親善等の旗を押たてて市中に角彩を添えた」という（民友、1947年1月27日「朝鮮人連盟の厄拂い行事」）。さらに、長崎本部ではないが、長崎県口之津町の朝鮮人連盟南高支部の代表者らが、西有家町役場を訪問し、「日本人の在外引揚者のなかで相當困窮者に援護費の一部にと」100円を寄贈している（長崎、1946年8月27日「在日鮮聯南高支部より援護費に寄附」）。

その一方、GHQのMilitary Intelligence Section, General Staff（民間諜報局）の文書には、1949年5月17日に、在日本朝鮮人連盟と在日朝鮮人民主青年會、そして日本共産党の代表50名が、朝鮮人の生活の権利の確かな保護と承認を要求する決議を提出するために、長崎市の県庁を訪問した記録の要約が残されている。それは、Governor of Nagasaki Prefecture Accedes to Korean Demands（「長崎県知事は朝鮮人の要求に同意する」）という題で、かなり信頼できる情報源から入手しており、おそらく真実と考えられる内容とされている。要求内容は、a)参政権と選挙権が朝鮮人に与えられること、b)朝鮮人のための仕事の確保、c)配給食糧の認可された掛け売り、d)朝鮮人連盟の学校への教育費補助金、e)貧困韓国人に対する金銭的補助金と救済米、f)朝鮮人連盟への共同募金の資金の配分など10項目であった。

これらの要求に対して杉山知事は、その日のうちに、a)朝鮮人への選挙権は中央政府と九州の知事會議に付託される、b)韓国人のための仕事は将来研究される、c)主食の掛け売りは関係当局に要求される、d)朝鮮人連盟の学校の教育費は検討中、e)朝鮮人失業者への救済金は必要な手続きを通じて実現される、f)共同募金による基金を朝鮮人連盟に分配するという要求は、委員会に依頼され、1949年から分配されるだろう、などと回答したとされる。この記録の真偽は明らかにできないが、

長崎の朝鮮人連盟が共産党などとともに、在日朝鮮人の生活を守るために長崎県に働きかけており、一定の影響を持っていたことが伺える⁹¹。

このように、長崎に定住することを選んだ在日朝鮮人は、朝鮮人連盟を中心に、日本人との融和も試みる一方、長崎県と交渉するなどして、長崎で生活していくために必要な条件の確保をめざしていたのである。しかし、日本共産党との関係を深め、北朝鮮を支持した在日本朝鮮人連盟は、1949年9月に団体等規制令に基づき、解散が命じられ、長崎支部も解散させられた。

こうして、占領軍や日本当局から危険視され続けた在日朝鮮人は⁹²、帝国の臣民から外国人とされ、その生活や権利を確保するための中心的な組織も失い、日本社会のなかで他者化され、周辺化されていった。

戦後、長崎市における外国人登録者は、韓国・朝鮮人の登録数が最も多かったが、1980年代前半に中国人の登録者数を下回り（1985年：韓国・朝鮮人526人、中国人601人）、その後も減り続けている（2010年：韓国・朝鮮人374人、中国人1,730人）⁹³。そのなかで、1967年以降、岡正治らによる朝鮮人被爆者についての調査によって、在日朝鮮人の被爆体験や日本による徴用の実態について掘り起こされ始めたが、戦中・戦後の生活や体験については、未だにほとんど語られることはない。

一方、戦後、長崎市に居住する中国人が結成した中国華僑連合会は、1946年10月に開催された長崎県6地区対抗優勝相撲大会に、占領軍将兵とともに来賓として招かれ、このとき賞金500円を寄贈し、大会関係者から感謝されたという（長崎、1946年10月7日「米占領、華僑聯合會から賞品」）。翌11月には中国国民党の長崎支部が、蒋介石の60歳の誕生日に、軍政部司令官デルノアラを招いて祝賀会を開催した（長崎、1946年11月1日「蔣主席壽辰祝賀會」）。

また、東京の中華民国駐日代表団は、長崎の占領軍軍事裁判所による「中国人は警察官が職務を

遂行するなかで逮捕の対象となる」という判断に反対するとともに、長崎に代表を送り、支所を設立する方針を伝えていたが（1946年10月）、1947年になって長崎僑務所長崎分処を設置した（1952年に中華民国長崎領事館となる）。同分処は、1947年4月に長崎の中国人コミュニティの中心である新地で、大火が発生し中国人44世帯206人が焼け出されると（日日1947年4月25日「灰になった新地 炊事の火か？百一世帯丸焼け」、他に日本人182人、在日朝鮮人4人が罹災）、罹災者の救済に努め、その監督のもとで長崎華僑火災救済委員会が結成され、救援事務を分担し、復興に尽力した⁹⁴。

このように中国人の諸組織は、長崎市や占領軍との友好関係を築こうと努め、長崎市に開設された中華民国の公館も中国人の保護に取り組んでいた。さらに、1950～51年頃の新地は、180世帯躍1000人の住民のうち中国人は70世帯躍200人と、日本人の流入が進む一方、中国人居住者が減少していたが、新地の中国人と日本人とで新地町親交会や新地湊町商店街を結成し、親睦を深め、新地の発展を図ろうとしていた⁹⁵。

その後、1972年の日中国交回復によって日中交流が活発になり、1984年には新地の中国人と日本人によって、新地の中華街としてのまちづくりが始まった。その結果、新地は長崎市の観光スポットとなり、毎年2月に開催される「ランタン・フェスティバル」には毎年多くの観光客が訪れ、新地で創造され、提供される中国文化は長崎観光の重要な要素となっている。そのため、この「新地中華街」のまちづくりは、長崎の中国人社会と日本人社会との共生を示すものと評価されている⁹⁶。

こうして現在は、長崎と中国との歴史的な結びつきが強調されているが、その一方で、長崎市での中国人の戦中や戦後の経験については、「日本人を相手に商売しているから敵にまわすようなことは言えない」⁹⁷として、在日朝鮮人同様、未だに語られることはない。

日本の敗戦による帝国の解体後、日本、そして長崎でも、旧植民地や日本の支配下にあった地域の人々を危険視し、その過去を忘却しようとしてきた歴史が現在も続いている⁹⁸。

注

¹ 戦後復興と都市空間の形成に関わるヤミ市研究の代表的なものとしては、橋本健二・初田香成編著『盛り場はヤミ市から生まれた』（青弓社、2013年）など。

² 特に、村上しほり『神戸 闇市からの復興—占領下にせめぎあう都市空間』（慶応義塾大学出版会、2018年）は、GHQの占領政策と地方自治体、そして在日朝鮮人を含む住民のせめぎあいのなかで、神戸中心部が復興し変容していったことを明らかにしており、本稿はこれに多くの示唆を受けている。

³ 長崎市史編さん委員会編『新長崎市史』第4巻現代編、長崎市、2013年、189～191頁。

⁴ 活動報告は、初期は第29軍政中隊（29th Military Government HQ & HQ CO, Nagasaki）から久留米を本部とする第95軍政グループ（95th Military Government Group, Kurume）に、1946年7月からは長崎軍政部（Nagasaki Military Government Team）から福岡を本部とする九州地方軍政部（Kyushu Regional Military Government Headquarters and Headquarters Department, Fukuoka）に報告していた。

⁵ 長崎市のヤミ市には戦災者（原爆被災者）や引揚者も多数参入していたため、ヤミ市の形成は原爆被災からの復興にかかわる問題でもあるが、この問題については今後の課題としたい。

⁶ 1946年11月1日と2日の長崎新聞には、長崎県物価統制協力会議名で「敗戦！新生日本の復興半比例する闇の激化！戦前以上の困苦缺乏に耐へよ」という呼びかける広告が掲載されている。

⁷ ヤミ市が問題化し、取締りが強化されていった1946年1月後半から2月初めには、「險悪化する富江の世相」（1月20日）、「材木商の闇」（1月23日）、「料理屋の酒横流しに断」（1月24日）、「葉煙草の闇」（1月26日）、「闇蔭の根源覆滅」（2月6日）などの記事で、密造や横流しの摘発が報じられている。

⁸ 長崎市とその近隣の西彼杵郡で発生した、ヤミ取引に関わった可能性のある犯罪報道としては、長崎新聞に、「元特務機関の横領」（1月24日：軍の重油の横領）、「鋼板を盗む」（1月26日：苛性ソーダ、木材、板金の窃盗）、「煙草倉庫破り捕る」（1月29日）、「配給所に侵入」（1月31日：地下

足袋、ズボン、海軍服上着、編上靴、タオルなどの窃盗）などの記事が掲載されている。

⁹ 自由市場だけでなく、4月1日から5日と15日から20日の2回にわたり、県下一斉にヤミ取締りが実施されている。その結果、検挙件数4550件うち送局すべきもの526件、618人（主として主食の横流し、不正受給等）にのぼり、うち長崎署の検挙数は213件であった（長崎、4月27日「闇の一斉検挙」）。

¹⁰ 長崎軍政部の「占領軍活動週報」（1946年5月11日付）では、警察が「現在の厳しい食料事情の一方、生活必需品が隠匿されていることから、大衆の協力を得て全国的な検査と主食食料の摘発を行うことが不可欠である」として、取締りを行うことを報告している。それによれば、検査の期間は1946年5月10日から31日の22日間で、検査の対象は、米、小麦、その他の主要な食品と、すべての隠匿物資あるいは退蔵物資とされている。そして、検査の要点を、「警察は、どんな不正な、違法な取引も根絶するために、食糧の徹底的な検査を、生産および消費の全域にわたって行うことを提案した。隠匿された食糧がすべて引き渡されると、それらは緊急を要する一般の人々に平等に分配されるだろう」と記している（29th MILITARY GOVERNMENT HQ & HQ CO, NAGASAKI, ‘Weekly Occupation Activities Report’, 18 May 1946, CAS(B)06017）。

¹¹ 長崎県警察史編集委員会編『長崎県警察史』下巻、長崎県警察本部、1979年、1052頁。ただし、事件後、長崎軍政部による「占領軍活動週報」（5月18日付）に添えられた、‘Riots in Nagasaki City on 13 May 1946, Report on’（「1946年5月13日の長崎市における暴動の報告」5月16日付）では、中国人の検挙者数は7人となっている。さらに、7月20日付の「占領軍活動週報」に添付されている報告書のなかの‘Cases of Assault on Nagasaki Police Station of Chinese and Koreans’（「中国人と朝鮮人の長崎警察署襲撃の事例」）には、検挙者数を、中国人9名、朝鮮人34名と記されている。このような検挙者数の違いは、「1946年5月13日の長崎市における暴動の報告」と『長崎県警察史』に収録されている長崎県警察部が発表した「騒擾事件ノ善後措置ニ付テ」に、取締り現場で一部が逃走したことが記されているので、取締り時の検挙者数と長崎署への連行者数が違っていたことから生じた可能性がある。

¹² ENCLOSURE“*A*”, ‘Riots in Nagasaki City on 13 May 1946, Report on’ 16 May 1946, 29th MILITARY GOVERNMENT HQ & HQ CO, ‘NAGASAKI ‘Weekly Occupation Activities Report’, 18 May 1946, CAS(B)06017.

13 『警察史』には、長崎警察署で重傷を負った警察官による、「暴漢からけん銃を奪われ、制服をはぎとられ逃げ廻った」と書かれた新聞記事に対して、それを否定する書簡が掲載されている(「重傷を受けた警察官の証言(四)」、1060頁)。当時の新聞記事を確認できないが(1946年5月の長崎新聞は失われている)、警官が銅座橋でピストルを奪われた出来事と長崎署への襲撃が混同されて報じられていた可能性がある。

14 柳本見一『激動二十年—長崎県の戦後史』毎日新聞西部本社、1965年、159～160頁。あとがきによれば、同書のもととなった連載の執筆は、毎日新聞の県下駐在記者全員と、かつて県下に在勤した記者が担当したとされる。

15 長崎民友新聞は、1947年4月1日に、軍政部の指令で無許可飲食店が閉鎖されることになったことを、「第三國人といえども主食の販賣は罷りならぬ」という見だして、第三國人経営の37軒が閉鎖されると報道している。また、同日の長崎日日新聞は、「今後は日本人たると第三國人たるとを問わずこの方針に従い取締りを強行する」と報じ、閉鎖の対象となる県下の無許可飲食店は、中国人経営の37軒のみであることを報じている。したがって、これらの新聞記事は、明らかに中国人を「第三國人」と報道している。これらから、戦後の長崎では、中国人に対しても「第三國人」の呼称が用いられていたと思われる。なお、この事例については本稿の第4章(2)で触れている。

16 ENCLOSURE“A”, “Riots in Nagasaki City on 13 May 1946, Report on 16 May 1946, 29th MILITARY GOVERNMENT HQ & HQ CO, “NAGASAKI ‘Weekly Occupation Activities Report”, 18 May 1946, CAS(B)06017.

17 長崎県警察史編集委員会編、前掲書、1059頁。

18 公安調査庁審理課「騒擾事件等一覧表」『警察学論集』第14巻2号、100頁。この一覧では、襲撃に参加したのは約200名で、うち100名は在日朝鮮人連盟青年自治隊員とされている。

19 長崎市役所総務部調査統計課『長崎市制六十五年』後編、300頁、1959年。

20 戦中期、中国人の子供たちが時中小学校に通うとき、梅香崎中学校の近くに朝鮮人が多く住む一角があり、「そこを通るのが怖かったという卒業生が多い」という回想が残されており、(時中編集委員会編『時中—長崎華僑時中小学校史文化事誌』1991年、62頁)、中国人と朝鮮人は、日常的な交流はほとんどなかったと思われるので、中国人と在日朝鮮人が連携して事件を起こした可能性は低いと思われる。

21 ‘Cases of Assault on Nagasaki Police Station of Chinese and Koreans’ PUBLIC DEPARTMENT

NAGASAKI PREFECTURAL GOVERNMENT, “Data re the Chinese (including Formosan) and Korean Residents in Nagasaki Prefecture”, 18 July 1946, NAGASAKI MILITARY GOVERNMENT TEAM, “Weekly Occupation Activities Report”, 20 July 1946. CAS(B)06015.

22 「騒擾事件に関する件」でも、事件の場所を、長崎警察署と東浜町巡査派出所、湊町巡査派出所、中央劇場を挙げているが、『長崎市制六十五年史』では、自由市場事務所、東浜町巡査派出所、湊公園巡査派出所等各所を襲ったとされる(300頁)。

23 この事件による警察官の重軽傷者は、10数名に及び、そのなかの重傷者1名は後に死亡した(長崎県警察史編集委員会編、前掲書、1052頁)。

24 PUBLIC DEPARTMENT NAGASAKI PREFECTURAL GOVERNMENT, “Data re the Chinese (including Formosan) and Korean Residents in Nagasaki Prefecture”, 18 July 1946. .

25 菊地一隆『戦争と華僑—日本・国民政府公館・傀儡政権・華僑間の政治力学—』汲古叢書、2011年、131～141頁。

26 内務省「内地在留朝鮮人職業別調(昭和十三年十二月末現在)」1939年、JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. A03032220300、(国立公文書館)。

27 11月末までに、労働者長崎県下917名(内崎戸関係370名は次回輸送)と大牟田地方関係2,335人の輸送を終え、残りの九州在留華人約4,000人も今月いっぱい引揚輸送を完了する予定と報じられている(長崎、1945年11月27日「華人労働者の引揚げ 今月いっぱい完了 占領軍の援助で既に二千七百余」)。

28 長崎在日朝鮮人の人権を守る会の調査では、1945年8月15日現在で長崎市内に在住していた朝鮮人は26,510人と推定されている(長崎在日朝鮮人の人権を守る会『原爆と朝鮮人 長崎県朝鮮人強制連行・強制労働実態調査報告書 第5集』1991年、19頁)。

29 西村豊行『ナガサキの被爆者—部落・朝鮮・中国』社会新報、1970年、139～140頁。

30 その他については、「漁業及び鉱業に従事する農民、労働者はこの項目に含まれる」とされ、非雇用については「そのほとんどは子供と老人。だから、その数が多くなるのは当然」と説明されている。

31 毎日新聞長崎版は、1946年4月26日の人口調査の結果として、長崎市の失業者数は男4,187名、女1,739名で、ほとんど引揚者で占められており、就職難が深刻化しつつあることがうかがわれると伝えている(1946年5月25日「長崎市の失業者数」)。

32 長崎県警察史編集委員会編、前掲書、1054頁。

33 終戦直後から1946年4月までの期間に、長崎新聞が報じた、長崎市内で中国人や在日朝鮮人が関わったヤミ取引と判断あるいは推測できる記事は、3件ある。その内容は、朝鮮生まれの男性が長崎線列車内で無賃乗車が発覚し自家所有白米を大阪で売却したことを自白（1946年1月24日「薩摩守で悪事露見」）、市内の女性が王ら3人から醤油をヤミ買いしてヤミ売り（同年2月6日「醤油の闇」）、朝鮮人たちが盗まれた外食券を買い取って購入したパンをヤミ販売（同年4月19日「闇パンの出所 外食券泥捕る」）であった。

34 その例として、物資買出しの際などでの「極端ニ横柄」な態度や「強要威圧的舉措」、「交通機関其他ニ道徳觀念ヲ無視」、「面從腹背ヨリ正面攻撃的舉措ニ出デツ、アル」、「密殺密造等法令ヲ無視」などが挙げられている（栗屋憲太郎・川島高峰編『国際検察局押収重要文書①敗戦時全国治安情報』第7巻、日本図書センター、1994年、190～191頁）。

35 長崎県議会史編纂委員会編『長崎県議会史』第5巻、長崎県議会、1968年、1072頁。

36 同上書、1076～1077頁。

37 外務省特別資料課編、前掲書、10頁。

38 エドワード・W.ワグナー（外務省アジア局北東アジア課訳）『日本における朝鮮少数民族:1904-1950年』1961年、56頁。

39 一方、長崎新聞によれば、帰還を待っていた復員台湾人の一部は「中華民國台湾省青年隊」を組織していたが（約1,000人）、その隊長が長崎新聞佐世保支社を訪問し、「数多い華人の中には無論良くないものもある、がかういふ華人は、すぐ青年隊に通知して貰へばこちらで迷惑をかけぬやうに始末する、隊には營倉もあり不法行為をなす者は容赦なく投倉し本人の反省を求めてゐる、日本人側においても華人を白眼視することなく温い同情と理解を與へて頂きたい、私達も早晚帰還出来ると思ふが、帰台の上は日華親善に努力するつもりである」と語ったという（長崎、1945年12月1日「華人に理解と同情を 日華親善を説く蔡隊長」）。これが、復員台湾人のなかの自主的な動きなのか、三川警察部長からの申し込みを受けた司令部の働きかけによるものかは不明だが、復員台湾人のなかで不法行為を止めようとする動きもおきていた。

40 外務省特別資料課編、前掲書、36～37頁。

41 津田幸一「長崎華僑と日中戦争—「国民党事件」を中心に—」『東洋史論』第9号、4頁。

42 時中編集委員会編『時中—長崎華僑時中小学校史文化事誌』1991年、50～51頁。

43 深瀧久『四海楼物語』西日本新聞社、1979年、160～174頁、時中編集委員会編、前掲書、60頁。

44 阿部康久「長崎における在日中国人の就業状況の変化と居住地移動」『人文地理』第49巻第4号、93～94頁。

45 増田史郎亮「長崎華僑時中小学校卒業生座談会開催報告」のなかの林義盤氏の発言（長崎華僑研究会『長崎華僑と日中文化交流』第5輯、1989年、17頁）。時中小学校の子供たちの集団登校については、戦中戦後にいじめたのは日本人ばかりではなく、梅香崎中学校の近くに朝鮮人の多く住む一角があり、「そこを通るのが怖かったという卒業生が多い」（時中編集委員会編、前掲書、62頁）と、朝鮮人とも良好な関係ではなかったことも語られている。

46 西村豊行、前掲書、（1970年、140頁）。

47 可児弘明ほか編『華僑・華人事典』（弘文堂、2002年）「長崎華僑總會」の項、575頁。なお、日本の華僑の統一組織である「中華民國留日華僑總會」は、1946年4月に結成され、華僑の登録などとともに連合国民として日本政府と交渉し、華僑の課税額は各地の華僑連合会が各地方国税局と交渉し、決めることにするなどした（譚璐美・劉傑『新華僑 老華僑：変容する日本の中国人社会』文藝春秋社、2008年、190～194頁）。

48 時中編集委員会編、前掲書、写真は同書の編集作業終了後に寄せられたため、51頁と52頁の間にはさみ込まれている。

49 長崎在日朝鮮人の人権を守る会編『原爆と朝鮮人長崎朝鮮人被爆者実態調査報告書』第2集、1983年、104頁。

50 長崎在日朝鮮人の人権を守る会編『原爆と朝鮮人長崎朝鮮人被爆者実態調査報告書』第1集、1982年、70頁。この証言のなかで、金は、炭鉱や原爆で死亡した同胞の遺骨を集めており、朝連では組織部長と遺骨奉還会の会長をしていたことや、福田須磨子とは約20年間いっしょに暮らしたことなどを語っている。

51 GHQと日本政府の連絡業務を主に担った終戦連絡中央事務局の井口貞夫部長は、1945年2月4日付で「鉄道を利用している中国人、台湾人、朝鮮人の管理」という文書をGHQに提出している

（‘Control of Chinese, Formosans and Koreans using Railways’, 4 February 1946, IMPERIAL JAPANESE GOVERNMENT CENTRAL LIAISON OFFICE, GS(B)016011）。そのなかで、「中国人、台湾人と韓国人は、その特惠的な状況を利用しようとして、鉄道の混雑を無視し、しばしば指定席、場合によっては全車両を要求し、日本の乗客を脅して、追い出した。さらに、これらの非日本人によって入手された上記のチケットの多くが、ヤミ市場価格で再販されたり、ヤミ市場の商品を集めに行くた

めに使われている。これはかなりの混乱を引き起こし、さらには国家の経済活動の安定を脅かしている」と説明している。そして、「もし、このような状況に手がつけられないならば、一般的な交通を妨げるだけでなく、占領軍の輸送を妨げ、公共の秩序と平和の不安定化を増大させる結果となるだろう」として、「a)中国人、台湾人、朝鮮人への鉄道切符の販売は、帰還証書を所持している個人を除いて、日本への販売を管理するのと同じように規制の対象となる。b)乗車した列車では、日本人と同じ扱いを受ける。車両を違法に占有しようとする場合は、鉄道と警察当局によって厳重に取り締まれる」などの措置を実施するため、GHQに、適切な駅に配置される警備員を増やし、彼らに法と秩序の維持のために日本当局を支援するよう命じることを要望した。

⁵² これに先立って、毎日新聞では、静岡占領35部隊長ミュンス大佐が熱海市長に口頭で、「石炭不足から列車運轉に窮屈を感じ日本人が寒い駅頭に行列を組み切符を購入してある時、占領軍以外の中国、台湾、朝鮮人は優先的に切符を購入してあることは好ましくぬことである、また日本国内の食糧飢饉が眞剣に取上げられてあるとき中国人は一ヶ月約二キロの粉の増配を受け課税対象の免除となつてゐることも間違ひですべて日本人同様取扱ふこと」という指令があつたことを報じている(1946年1月29日「華、鮮人の特別取扱は中止 静岡占領軍隊長指令」)。

⁵³ TWENTY-NINETH MILITARY GOVERNMENT CAMPANY NAGASAKI BRANCH, “Weekly Occupation Activities report”, 11th February 1946, CAS(B)06018.

⁵⁴ 外務省特別資料課、前掲書、38頁。

⁵⁵ 29th, MILITARY GOVERNMENT HQ, & HQ. CO., NAGASAKI “Weekly Occupation Activities Report” 22 March 1946, CAS(B)06018.

⁵⁶ 外務省特別資料課編、前掲書、49頁。ただし、「鉄道の駅にいる米軍警備兵の増員についての日本政府の要請は、考慮できない」とされた。

⁵⁷ 同上書、1950年、49～50頁

⁵⁸ 長崎在日朝鮮人の人権を守る会(1982年)、前掲書、71頁。

⁵⁹ エドワード・W. ワグナーは、「古いやみ市の機構をとりこわす祭に、日本警察はときおり日本人商人には事前に警告し、朝鮮人その他の非日本人業者にたいしては抜打的手入れを行つた。さらに、露店などの営業許可を日本官憲から得ねばならなかつた事実は、朝鮮人をそれだけ不利にした」と記している(エドワード・W.ワグナー、前掲書、90頁)。

⁶⁰ ENCLOSURE“A”, ‘Riots in Nagasaki City on 13

May 1946, Report on 16 May 1946, 29th MILITARY GOVERNMENT HQ & HQ CO, NAGASAKI, CAS(B)06017.

⁶¹ 毎日新聞長崎版 1946年5月24日「長崎署襲撃事件の前後處置に附發表」。また、『警察史』下巻1055～1056頁には、警察部から進駐軍当局に敬意を表し報告したものとされるとして、「騒擾事件ノ前後措置ニ付テ」という、新聞発表とほとんど同じ内容の文書が掲載されている。

⁶² ただし、事件から3日後の5月16日夜、朝鮮人連盟委員長が経営する料理屋の前で朝鮮人数名と日本人との間で喧嘩が起り、「これを聞いた夜警中の同町青年團約百名が駆けつけ窓ガラスなどを破壊したため一時は長崎署襲撃事件の報復ではないかと大騒動となつたが、駆けつけたMP、警察官の制止で同十時過ぎ無事おさまつた」という(毎日新聞1946年5月18日「長崎でまた騒擾」)。一方、1946年8月31日付の長崎軍政部の活動報告では、占領軍があらゆる武器を回収したが、ある朝鮮人の所持品のなかから刀が見つかり、それらを何人かの日本人から買ったことがわかつたことが記されている。それによれば、この朝鮮人は、刀を所持していた理由について、「日本人に対する自己防衛のために持っていたと主張した」と報告されている(NAGASAKI MILITARY GOVERNMENT TEAM, “Military Government Activities Report” 31 August 1946, CAS(B)06013.

⁶³ ‘Cases of Assault on Nagasaki Police Station of Chinese and Koreans’ PUBLIC DEPARTMENT NAGASAKI PREFECTURAL GOVERNMENT, CAS(B)06015.

⁶⁴ 長崎県に居住する在日朝鮮人が1946年8月15日に、解放記日の集会を開き、長崎軍政部にメッセージを送り、「特に朝鮮人は、過去40年間、日本の手で抑圧され、搾取され、手足で縛られていました。この日は、私たち朝鮮人が、私たちの解放を日本に思い知らせた連合軍に対する最大限の謝意と敬意を表明し、民主国家が提唱する国際連合憲章が約束した独立に向けて進み始めた日でもあります」と、感謝を表明した。さらに、このメッセージのなかで、「特に精神的な混乱と経済破綻に陥つた15万人の送還者の惨めな状況を知つた日本の8万人の朝鮮人が、故郷に帰ることを躊躇した」とその苦境を訴え、休会中の朝鮮の独立についての米ソ共同委員会を急いで再開し、「私たちは、すべての朝鮮人の公正な意思によって、連合国の期待に応じて朝鮮統一政府の樹立を見ることができるよう、閣下とあなたの国民が援助と協力してくれるように心から望んでいる」と伝えた(“Message” August 15, 1946, NAGASAKI MILITARY GOVERNMENT TEAM “Weekly

Occupation Activities Report”, CAS(B)06013)。

⁶⁵ ‘29th MILITARY GOVERNMENT HQ & HQ. CO, NAGASAKI “Weekly Occupation Activities Report” 1 June 1946, CAS(B)06017.

⁶⁶ 記事では、「六十一名を逮捕、このうち騒擾罪の首魁A（二四）B（二九）指揮者二名率先助成者三十一名（うち三名は殺人未遂罪）以上三十名は体刑求刑の目的を以て長崎地方裁判所に直行判として公判請求」と記されているが（原文ではA、Bは実名）、公判請求された「三十名」は三十五名の誤りと思われる。

⁶⁷ この後、1947年12月4日の第二審判決で刑が確定したが、その内容についての新聞報道はない。ただし、『長崎市制六十五年史』（後編）では、検挙された主要人物26名が長崎地方裁判所で起訴され、15年から1年の懲役刑、もっとも軽い者には罰金刑が言い渡されたと記されているので（300頁）、ほぼ第一審通りの判決であったと思われる。

⁶⁸ 29th MILITARY GOVERNMENT HQ & HQ. CO, NAGASAKI “Weekly Occupation Activities Report” 8 June 1946, CAS(B)06017. なお、『警察史』に収録されている久世耕二の手記では、長崎署襲撃に日本人が加わっていたと記され、事件後に県警察部長が発表した善後処置でも、襲撃に日本人が加わっていた可能性を表明していた。さらに、事件当時、長崎県警察部の監察官兼指導課長であった吉村計一も、自身の警察官としての半生を回顧した『警靴二十五年』（新興芸術社、1949年）のなかで、「中国人朝鮮人日本人等百餘名が、[...] 長崎署を取巻き石、煉瓦等手當り次第に投げつけ、一部の者は署内や署の中庭に亂入」と記している（136頁）。これらのことから、事件に日本人も加わっていた可能性は高い。ただし、その後の報道や長崎軍政府の報告では日本人についての言及はないので、日本人の襲撃参加は確認できなかったものと思われる。

⁶⁹ 長崎県警察史編集委員会、前掲書、1053頁。

⁷⁰ 外務省特別資料課編、前掲書、168頁。なお、在日朝鮮人は特配の対象から除外された。

⁷¹ 可児弘明ほか編、前掲書、「長崎華僑總會」の項、575頁。

⁷² 時中編集委員会、前掲書、66頁。

⁷³ NAGASAKI MILITARY GOVERNMENT TEAM. “Military Government Activities Report” 30 September 1946. CAS(B)06012. この判決については長崎新聞でも報じられている（1946年9月4日「米軍物資所持竊盗に處刑」）。

⁷⁴ ‘Arrest of Chinese Nationals’, HEADQUARTERS 3ED BATTALION 34TH INFANTRY NAGASAKI, KYUSHU. 9 September 1946, AG(B)00026.

⁷⁵ (Copy) CHINESE MISSION IN JAPAN TOKYO

October 8, 1946, AG(B)00026

⁷⁶ ‘Diplomatic Section, Tokyo, 18 October 1946, AG(A)00026.

⁷⁷ ‘Arrest of Chinese Nationals’, AG, 28 October 1946, AG(A)00026.

⁷⁸ NAGASAKI MILITARY GOVERNMENT TEAM, “Military Government Activities Report” 2 August 1947, Annex A, POLITICAL AND GOVERNMENTAL ACTIVITIES, Period Ending 31 July 1947, WOR20808.

⁷⁹ 長崎市役所総務部調査統計課『長崎市制六十五年史』中編、1959年、904頁。

⁸⁰ 長崎市史編さん委員会編、前掲書、186頁；柳本見一、前掲書、154頁。

⁸¹ この新たに形成されはじめた無許可営業の露店は、その後の長崎署の調査によれば、「露店四十六軒、立賣七十九名、据賣三十八名を数へ、殆どが飲食物と果物販賣店であつたが、この八割はしのびよる寒波の來襲に備へて食はんがために働かざるを得なくなつた海外引揚者が占め、残りは戦災者と復員軍人であつた」という（長崎、1946年11月12日「どちらも辛い 引揚者の露店商に業者不服」）。

⁸² NAGASAKI MILITARY GOVERNMENT TEAM “MONTHLY MILITARY OCCUPATION ACTIVITIES REPORT Period Ending 31 May 1947” 3 June 1947, ANNEX A, WOR20606. この2回目の会議について長崎日日新聞では、「最後まで押し通せ デ司令官が縣知事以下に要望」（1947年5月25日）という見出しで報じ、会議を「経済建て直し座談会」と伝えている。

⁸³ 逮捕された12名は、長崎市から疎開地跡を借用し、組合員から権利金を取り、新店舗40軒を建設したが、それを幹部の個人経営としたこと、組合の認可地区以外の場所で販売していた立売業者、そこは市からの借用地なので場所代・清掃費を出せ、でなければ立退けと脅して金銭を巻き上げたこと、露店認可証の偽造などを行ったとされる。

⁸⁴ 逮捕された理事長は、自由市場で1946年9月に新たな組合が発足したときに組合長であったことが、新聞報道から確認できる（1946年9月5日「自由市の新生」）。逮捕された相談役は、1946年4月の「長崎市場」発足時の相談役2名のうち1名で、その後9月に発足した新組合でも引き続き相談役を務めていたと思われる。

⁸⁵ 1947年9月11日の長崎日日新聞では、ヤミの取引の検挙数が減少する一方、大がかりとなって、高額のヤミ事犯が多数になっていることを挙げ、「近ごろの経済事犯が小口消費者のヤミから大口ブローカーに移っている証拠」と報じている（「ヤミは大口 その手口はますます巧妙に 増えた兇

悪犯罪)。

⁸⁶『激動二十年』では、1948年1月に西浜町電停から思案橋にかけて出現したヤミ市について、銅座町の住人の「ヤミ市は第三人にとっては、まるで治外法権だった。警察の取締りも第三人にだけは手が出せず、戦争に負けたみじめさを感じさせられた」という言葉や、長崎市助役の成瀬薫の「ヤミ市があるために、生きている人も多かったのでつぶすこともできなかった。特に第三人には泣かされた。警察力も不足していたので、手のつけようがなかった」という回想が紹介されている(165頁)。成瀬は当時長崎市の建設局長として、長崎市内の屋台やバラックなどの不法建築の撤去問題を管轄しており、この問題について長崎市議会で追及されていた。紛糾を続けてきた春雨通りの露店の移転撤去問題では、1949年7月の長崎市議会定例会にその解決案として「長崎市公設小売店舗条例」が上程されたときに、市と地元との数十回に及ぶ交渉の結果と説明している(長崎市議会史第3巻、283~284頁)。そのため、成瀬や銅座町住人のヤミ市に関わる「第三人」についての回想は、在日朝鮮人や中国人が生活のために露店の移転撤去に容易にやむを得ず、交渉が難航した経験も反映していると考えられる。

⁸⁷自由市場の移転については、『激動20年』(164~165頁)、田栗奎作『長崎浜の町繁昌記』(市商店連合会、1983年、281~283頁)、長崎市議会編・発行『長崎市議会史』第3巻(1997年、357頁)、長崎日日新聞1948年1月21日「一夜で商店街 富士館前から思案橋までズラリ」による。

⁸⁸不良団については、「日本刀や短刀を携行して長崎市内で恐喝、脅迫等を働き、更に縄張り争いから映畫を地で行く逃走を演じて」いた3つのグループがあったが、長崎署によって8月末に検挙、送局され、その後さらに県下で不良徒輩の一斉検挙を行ったことで、占領軍憲兵隊から表彰状が送られたと報じられている(長崎、9月14日「米軍・縣警察陣に表彰状 不良團検挙 B29 遭難救援に」)。

⁸⁹外国人登録制度がはじまったとき、在日朝鮮人の国籍欄はすべて「朝鮮」とされ、1948年11月30日現在、長崎市の「朝鮮」籍登録者数は907名であった(長崎市役所調査室「登録外国人国籍別人口」『市勢要覧』1949年、22頁)。

⁹⁰新聞報道では、結成にあたって朝鮮完全自主独立を推進することが掲げられたとされる。

⁹¹ Military Intelligence Section, General Staff
'Governor of Nagasaki Prefecture Accedes to Korean Demands', 27 June 1949. GS(B) 01612.

⁹²最初、GHQの民間情報教育局(CIE)に勤務し、その後東京でロイター特派員になったデヴィッ

ド・コンデは、アメリカの太平洋問題調査会の機関誌 *Far Eastern Survey* (『極東研究』)に寄せた 'The Korean Minority in Japan' のなかで、「今日、日本に残っている50万人以上の朝鮮人に対する偏見は高まっている。噂や新聞の攻撃、そして国会演説に煽られて、長い間くすぶっていた憎しみが、これら以前、日本の従属していた人々に対して燃え上がった。〈解放戦争〉の18ヵ月後、朝鮮人たちは、自分たちが、日本のヤミ市と犯罪の増加の責任を負わされ、病気持ちで、税金を払わず、日本の経済を阻害し、さらに〈戦争中に縮こまっていた後で、勇ましくなった〉と非難されていることを知った」と記しており、同誌の編集者も、この論文について、「敗戦後の日本人の、それまで従属していた人種的マイノリティへの態度に関するこの研究は、占領直後からの作者側の個人的観察の結果である」としながら、「朝鮮人への継続する差別と迫害の深刻な影響はじつくりと研究や考察する価値がある」と評価している(David Conde, *The Korean Minority in Japan, Far Eastern Survey*, Vol. 16, No. 4, 1947, p41)。また、エドワード・W. ワグナーも、「不良朝鮮人による掠奪・不法活動の事実を拡大して、日本官憲は新聞のたすけをうけ、朝鮮人に対し猛烈な宣伝戦を行つた。[...]日本の国会においてもまた叫びがあげられた。その叫びは、故意に人種的憎悪の火をかきたてようとする中傷的性質を帯びるようになった」と記している。さらに、GHQが朝鮮半島からの密航者について、「朝鮮人の流入は健全な占領と日本人全体に対する脅威である。来入するかれらのあるものは、コレラ、チフスをひろめるおそれがある。—また、あるものは、やみ市場で活動する目的で日本にきた」と報じたことで、「必然的に、朝鮮人は、官憲の念入りの差別的な取扱いを受けるとともに、折りに触れ日本人市民からも苦しめられた」と述べている(エドワード・W.ワグナー、前掲書、85~86頁)。

⁹³長崎市史編さん委員会、前掲書、「付表4長崎市の外国人登録者数」876~877頁。

⁹⁴時中編集委員会、前掲書、67頁。

⁹⁵歌川龍平『長崎郷土物語 わしが町さ物語』長崎民友新聞社、1952年、141頁。

⁹⁶張玉玲「観光地「中華街」の形成と発展からみる日本人と華僑が試みた「共生」『愛知淑徳大学論集—コミュニケーション学部・コミュニケーション研究科篇』2007年、第7号、章潔「長崎ランタンフェスティバルにおける「共生」と「協働」(『観光学論集』2011年、第6巻)など。

⁹⁷西村豊行、前掲書、140頁。

⁹⁸現在、長崎警察署襲撃事件の舞台となった長崎

警察署は、1968年に別の場所に移転したため、その後建物は県庁第三別館として使用されてきたが、県庁の新庁舎移転に伴い、2018年3月に閉鎖された。現在、その建物は、大正期に建設された近代化遺産であるとともに、原爆で周辺が焼失するなかで類焼を免れた被爆遺構として保存・活用が検討されている。ただし、長崎警察署は、本稿で述べてきたように戦前から戦後にかけて、ヤミ市や中国人、在日朝鮮人を取り締まっただけでなく、治安維持法や勅令311号（占領目的阻害行為処罰令）によって、戦前から占領期にかけて、政府や占領軍の政策に批判的な人々の取締りを行っていた。そのためにも使用されたとされる地下の留置場が現存していることは、建物を調査した李桓氏によって確認されている（李桓「被爆建造物をどう保存するか―旧長崎警察署をめぐる課題」『平和文化研究』第38集）。この建物を単に原爆で焼け残った被爆建造物としてのみ保存するならば、かえって、このような歴史が隠されてしまうことになる。

(2019年8月6日、加筆修正)